The page features a decorative graphic consisting of several overlapping purple circles of varying sizes and shades, from dark purple to light lavender. Two thin, dark purple lines intersect to form a large 'V' shape that frames the central text. The overall design is clean and modern.

ハンドブック | 死亡を原因とした給付

目次

I. 業務支援ツールの全体を理解する	2
1. 業務支援ツール取扱説明書	
(1) 業務支援ツールの目的	
(2) 業務支援ツールの範囲	
(3) 業務支援ツールの全体像	
(4) 業務支援ツールの使用場面	
(5) 業務支援ツールのコンセプトおよび使い方	
(6) 注意事項	
II. 判断フロー	18
1. 配偶者への方への確認	
2. 子の方への確認	
3. 上記以外の方への確認	
III. カードの組合せ	19
1. どの年金を受け取れる可能性があるか認識している場合	
2. どの年金を受け取れる可能性があるか認識していない場合	
3. 「説明事項のご確認」に沿ってカードを提示する場合	
IV. お手続きガイド解説	20
1. 遺族基礎年金	
2. 未支給年金	
3. 死亡一時金、寡婦年金	
V. 日本年金機構の執務用資料集	49
1. 疑義照会	
(1) 遺族基礎年金	
(2) 未支給年金	
(3) 死亡一時金・寡婦年金	
2. 本人確認の取扱い	
3. 原本還付の取扱い	

【特設ホームページへのアクセス方法】

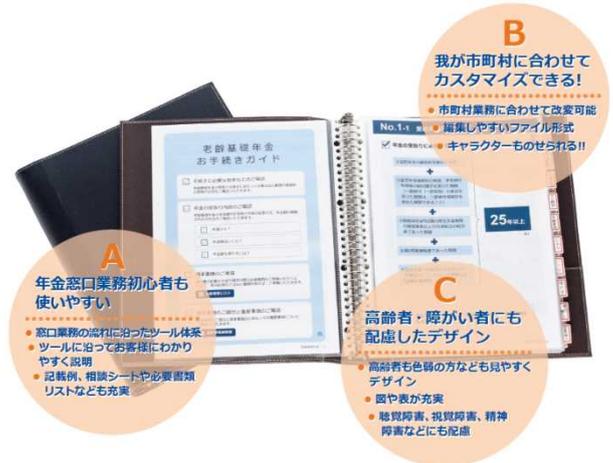
○ 厚生労働省ホーム > 年金・日本年金機構関係 > 市町村国民年金事務サポートツール > 業務支援ツールのダウンロードはこちら！

○

1. 業務支援ツール取扱説明書

(1) 業務支援ツールの目的

業務支援ツールは、市区町村における国民年金の窓口業務を、漏れなく円滑に実施するために作成されています。窓口業務経験初心者にとっても使いやすいように構成が工夫され、また、来庁した高齢者や障がい者にも分かりやすいように配慮してデザインされています。また、市区町村ごとの実態に合わせてカスタマイズできることから、国民年金の窓口業務をよりスムーズに実施することができます。



(2) 業務支援ツールの範囲

業務支援ツールは、事務量の多い業務や窓口対応が難しい業務（加入・喪失・各種変更、免除・納付猶予、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、未支給年金、死亡一時金・寡婦年金）を主な範囲として作成されています。

業務支援ツールの区分	業務支援ツールの対象業務
加入・喪失・各種変更	●資格取得（任意加入） ●その他関係届出
免除・納付猶予	●法定免除 ●申請免除 ●学生納付特例 ●納付猶予
老齢基礎年金	●老齢基礎年金
障害基礎年金	●障害基礎年金
遺族基礎年金	●遺族基礎年金
未支給年金	●未支給請求
死亡一時金・寡婦年金	●死亡一時金 ●寡婦年金

本ガイドブックの範囲

I

業務支援ツールの全体を理解する

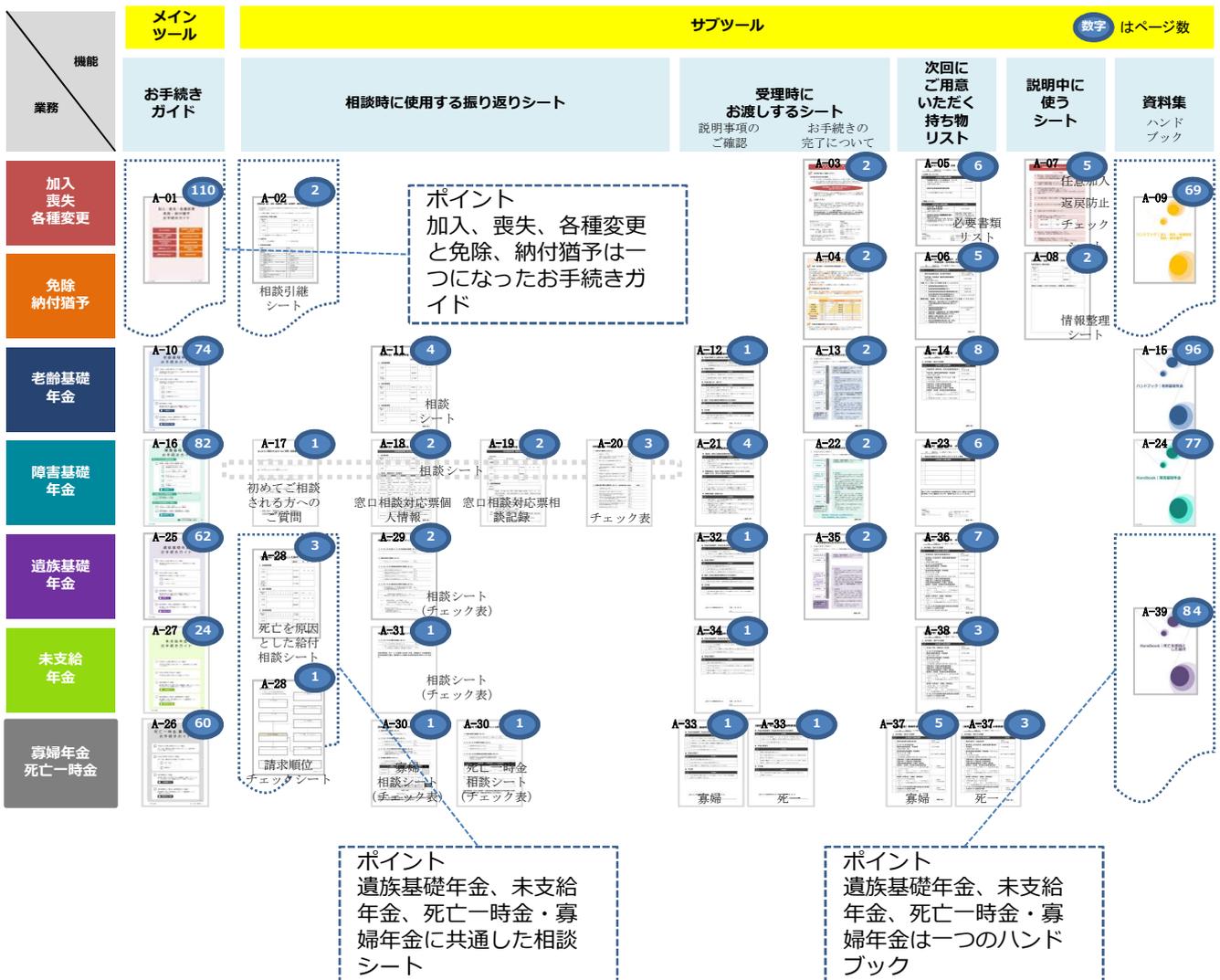
(3) 業務支援ツールの全体像

業務支援ツールは、下図のように業務の区分ごとにメインツールとなるお手続きガイドと、サブツールとなる各種のシートやハンドブックから構成されています。

メインツールのお手続きガイドは、下記の6つから構成され、サブツールはそれぞれ業務の特徴に合わせて必要なものが作成されています。

1. 加入・喪失・各種変更 + 免除・納付猶予
2. 老齢基礎年金
3. 障害基礎年金
4. 遺族基礎年金
5. 未支給年金
6. 死亡一時金・寡婦年金

構成物の詳細は業務支援ツールをダウンロードした際に含まれている「国民年金業務支援ツール実施体制セットアップガイド」で確認してください。また、使用方法については、それぞれのハンドブックを確認してください。



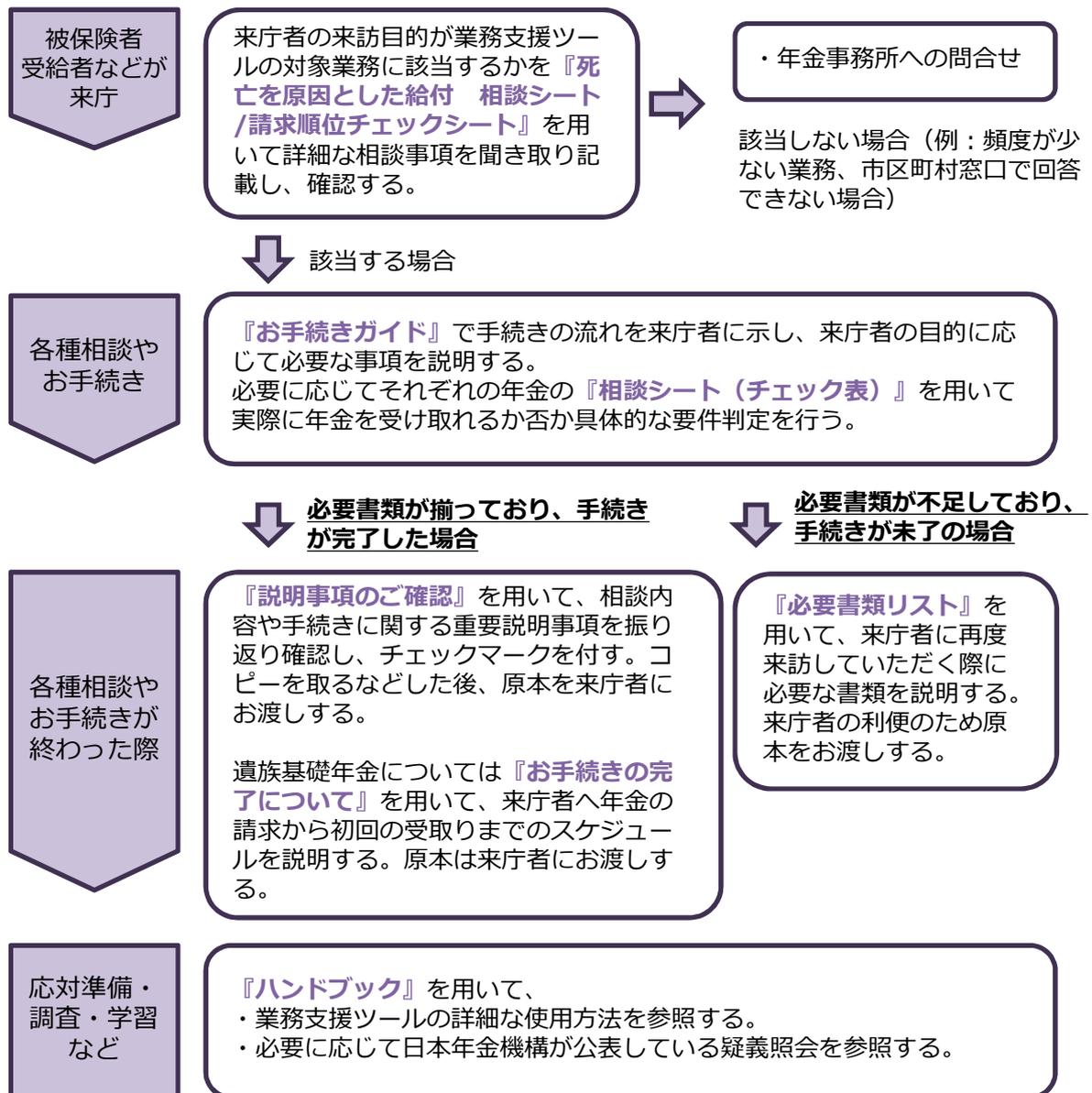
I

業務支援ツールの全体を理解する

(4) 業務支援ツールの使用場面

業務支援ツールは、主な使用場面として、窓口対応において市区町村職員が来庁者に実際に指さしながら説明に用いることを想定しています。下図で、来庁者への説明に用いる流れを例示します。

【使用場面】



上記以外にも、職員の学習・研修用に用いることや、電話相談の受付や年金事務所への問い合わせ時に手許資料として使用すること、本庁と支所の連絡時の共通プラットフォームとして使用することなど、市区町村の工夫により自由にお使い頂けます。

(5) 業務支援ツールのコンセプトおよび使い方

① 共通コンセプト

＜厚生労働省のホームページから最新版をダウンロードできます。どんな方でも使うことができます。＞

- 「お手続きガイド」などは、法令改正などによって随時更新されます。どなたでも最新版を厚生労働省ホームページからダウンロードすることができます。

・ 厚生労働省ホーム > 年金・日本年金機構関係 > 市町村国民年金事務サポートツール > 業務支援ツールのダウンロードはこちら！

・

- 窓口担当者はそれぞれの経験年数に合わせて使用方法を構築することができます。
- 様々な目的に対応するように作っているため、あらゆる来庁者に対し使うことができます。

＜自由にカスタマイズできます。＞

- 市区町村における事務の運用にあわせてカスタマイズして利用することができます。
※ ただし、受給要件や年金額など法令に基づく記載箇所の編集はお勧めしません。編集する場合には、通信研修ツール・基礎編（制度編）詳細版や逐条解説テキストなどを十分確認したうえで、各市区町村の責任をもって編集するようにしてください。

＜新規採用者や新規配属者のほか、熟練者にも使いやすい。＞

- 図表を多く用いているので、三親等図など口頭による説明が難しい項目は、視覚に訴えた説明に切り替えることにより、来庁者の理解を促します。
- 共通のフォーマットを活用して、先輩職員や日本年金機構に照会することにより、速やかに疑問点を解消することに役立ちます。

＜色使いやフォントサイズに配慮した見やすいレイアウトなので、高齢者や障がい者にもわかりやすい。＞

- 高齢者でも判別しやすいとされる12フォントサイズ以上を多用するようにしています。
- 色覚障がい者でも識別しやすいように、色は多く使わずに黒のほかは原則として1色のみを使用し、色の濃淡によりメリハリを付けています。カラー印刷ができない場合には、白黒印刷でも対応できます。

【コンセプト（続き）】

＜事務処理誤りの防止＞

- 来庁者にカードを提示して1つ1つ指さししながら説明するなど、双方間のコミュニケーションによって、窓口対応における説明誤りや漏れを未然に防ぐことができます。
- 窓口担当者間の引継ぎ資料に用いたりすることにより、来庁者と担当者間の引継ぎ漏れを防止することに役立つなど、窓口業務の状況に合わせ自由な用途で使えます。

＜疑問点の解消＞

- 国民年金法などの法令を極力調べなくても済むように、実務上重要な法令にかかる論点が盛り込まれています。
- 共通のフォーマットを活用して、日本年金機構に照会することにより、機構職員との円滑なコミュニケーションを図れます。

② 死亡を原因とした給付 相談シート（全共通）

【コンセプト】

<新規採用者や新規配属者にも使いやすく、どのような遺族の方でも対応可能です。>

- 死亡を原因とした給付については、受給者が受け取れる可能性のある年金が、遺族基礎年金、未支給年金、死亡一時金、または寡婦年金のいずれかに該当するのか判断しづらいケースがあるため、その前捌きとして、いくつかの要件に当てはめることで、どの年金を受け取れる可能性があるのかを絞り込むことが可能です。
- 請求順位チェックシートは、お手続きガイドの三親等図をイメージしており、遺族の範囲の把握や先順位者の有無の確認に有用です。
- その結果、来庁者の立場からは、受け取れる可能性のある年金が判明し、相談がスムーズに進むため、満足度を高めることにつながります。

<説明誤りの防止>

- チェック項目に沿って来庁者から情報を聞き取ることにより、年金を受け取れる可能性のない来庁者に対して、誤って年金を受け取れる可能性があることを説明することを未然に防ぐことができます。

<来庁者の利便性>

- 来庁者は、相談に多くの時間を掛けずに、年金を受け取れる可能性があるのか否か、さらにはどの年金を受け取れる可能性があるのかをスムーズに把握することができます。
- 年金事務所に相談を引き継ぐ場合などには、相談シートのコピーを来庁者に渡して引き継ぎ先の年金事務所などに持参して頂くようにすると、円滑に引き継ぎが行えます。

I

業務支援ツールの全体を理解する

【使い方の例】

- ① まず、相談シート中の1～3で訪問者、死亡者、請求者情報等を記載します。各種情報等は訪問者、請求者に記載いただく場合も想定されますが、各市区町村の条例等に基づきご対応ください。
- ② 1の訪問者については、請求者（あるいは死亡者）との関係を記入するほか、本人確認を合わせて実施します。
- ③ 2の死亡者については、基礎年金番号や現住所のほか、配偶者の有無などを確認するために使用します。
- ④ 3の請求者については、基礎年金番号や現住所のほか、死亡者との続柄などを確認するために使用します。
- ⑤ 4については相談内容の全般をメモするために使用します。その際、必要に応じて別添の請求順位チェックシートを用いて、遺族の範囲を整理します。
- ⑥ 5～7では遺族の要件を確認することで、受け取れる年金の絞り込みを行います。

なお、実際に年金を受け取れるか否かは、遺族基礎年金、未支給年金、死亡一時金、または寡婦年金の相談シート（チェック表）を用いて判定します。

【注意点】

- 日本年金機構における本人確認の取扱いについては、V. 日本年金機構の執務用資料集の「2. 本人確認の取扱い」に参考資料としてまとめています。



V. 機構

③ お手続きガイド

【コンセプト】

＜自由にカスタマイズできます。＞

- 基本的には説明項目について指さし確認しながら来庁者と一緒に確認します。その他、窓口担当者のスキルなどに応じてカスタマイズすることにより、迅速かつ画一的なご案内が可能になります。例えば、以下のような運用が考えられます。
 - ・必要なカードを素早く検索するために、お手続きガイドをクリアポケット型のバインダーに綴じてタブインデックスを貼付する。
 - ・説明時に利用する機会が多いカードを前半部に集めたりして、カードの順番を並び替えてみる。
 - ・頻繁に相談を受ける内容に応じて、自分のカードデッキを構築してみる。

＜新規採用者や新規配属者のほか、熟練者にも使いやすい。＞

- よくあるシチュエーションや質問項目、来庁者が求めているニーズに応じてカードのタイトルが付されているので、新規採用者や新規配属者でも感覚的に必要なカードを取り出すことが可能です。

＜色使いやフォントサイズに配慮した見やすいレイアウトなので、高齢者や障がい者にもわかりやすい。＞

- 原則として、論点ごとに表と裏の1枚で説明が完結することを意識してレイアウトを組んでいます。

I

業務支援ツールの全体を理解する

【使い方の例】

- ① お手続きガイド（表紙）に記載された手続きの全体像を示しながら来庁者の来訪目的を確認します。
- ② たとえば、年金の受取り内容の確認事項を「年金額はいくら？」「いつからいつまで？」といった来庁者に説明しやすい形でまとめています。
- ③ お手続きガイドの2ページ目カード（表紙）を参照し、来庁者への説明事項について記載のあるカードNoを確認します。
- ④ たとえば来庁者の関心が「年金額はいくら？」である場合には、該当するNo.6のカードを取り出すと、子のある配偶者、または子が受け取れる年金額及び年金額の計算についてご案内することができます。

④

ガイド（表紙）

カード（表紙）

カードNo6表面

カードNo6裏面

⑤ 説明事項のご確認

【コンセプト】

<自由にカスタマイズできます。>

- 市区町村における事務の運用にあわせてカスタマイズして利用することができます。
- ただし、記載項目は最低限、来庁者へ伝えるべき事項を列挙しているため、項目を削除する際には慎重に検討することをお勧めします。

<新規採用者や新規配属者のほか、熟練者にも使いやすい。>

- 最低限、来庁者へ伝えるべき事項を列挙しているため、新規採用者や新規配属者も双方向の確認を容易に行うことができます。
- その結果、来庁者の立場からは、重要な論点の再確認ができることから、説明の聞き漏れ等を未然に防ぐことが可能です。
- 熟練者でも、「説明事項のご確認」に沿って来庁者へ説明を行うことで、重要な論点だけをスムーズに伝えることが可能です。

<事務処理誤りの防止>

- 手続き完了時に、これまで説明した重要事項について、チェックボックスにチェックを1つずつ入れながら説明するなど、来庁者と共に振り返りながら確認し、説明漏れによる事務処理誤りや不要なトラブルを未然に防ぐことができます。

<後日の問合せ対応の容易性>

- 確認後は、来庁者に原本をお持ち帰りいただくことを想定しています。コピーを控えとして保管し、後日に問合せがあった場合などに備えます。
- 来庁者が家族に説明するための資料としても活用できます。

I

業務支援ツールの全体を理解する

【使い方の例】

- ① お手続きが完了した来庁者に対し、手続き内で説明した事項を対面にて1つずつ読み上げて振り返り確認することで、後日、説明漏れ等によるトラブルを防ぐために使用します。
- ② チェックボックスは説明時に来庁者に示しながら1つずつチェックマークを入れていきます。
- ③ 来庁者から同意が頂ける場合には、後日のトラブル防止の観点から確認サインを受領することを推奨しています。確認サイン受領後は、原本を市区町村で保管し、コピーを来庁者に持ち帰り頂くことを想定しています。確認サインが頂けない場合には、説明日時や来庁者の来訪状況とともに、必要事項を説明済みである旨を記載して保管することなどが考えられます。

The image shows a form titled "【国民年金】遺族基礎年金 説明事項のご確認". It contains several sections with checkboxes and text. Red circles and letters A, B, and C are overlaid on the form to indicate key points:

- A**: Points to the first checkbox in the "国民年金の受給条件" section.
- B**: Points to the first checkbox in the "年金の受取り" section.
- C**: Points to the signature line at the bottom of the form.

⑦ 必要書類リスト

【コンセプト】

＜自由にカスタマイズできます。＞

- 来庁者の準備した書類に不足がある場合に、不足した書類以外の書類は斜線や取消線を引いたり、もしくはデータ上で削除したうえで必要書類リストをお渡しするなど、市区町村における事務の運用にあわせてカスタマイズして利用することができます。

＜新規採用者や新規配属者にも使いやすい。＞

- 必ず提出・添付が必要なものと、場合によって提出・添付が必要なものをリスト上で分けることで、十分な知識がない新規採用者や新規配属者も手続きに必要な資料を容易に提出してもらうことができます。
- その結果、来庁者の立場からは、書類準備の利便性が高まり、書類が整わずに来庁することで、再度来庁するなどのトラブルを防止することができます。

＜フォントサイズと書類の収集に配慮した見やすいレイアウトなので、高齢者や障がい者にもわかりやすい。＞

- 書類と入手先を併記することで、書類を収集する際の来庁者の利便性を高めています。

＜説明誤りを未然に防止＞

- 窓口対応終了時に、不足していた書類を確認しながら、次回お持ち頂く資料のチェックボックスにチェックマークを付すことで、来庁者と双方向での確認が可能になります。

＜後日の問合せ対応の容易性＞

- 説明後は来庁者に原本をお持ち帰りいただくことを想定しています。
- 書類の提出が必要となる理由を明示することで、来庁者の納得感を高めることができます。

I

業務支援ツールの全体を理解する

【使い方の例】

- Ⓐ 必要書類リストでは、提出することが必要なものか、もしくは場合によって提出が必要なものを分けています。
- Ⓑ 当該書類が必要となる理由を明示することで来庁者が納得感を得られるようにしています。
- Ⓒ 窓口対応終了時に、不足していた書類を確認しながら、次回お持ち頂く資料のチェックボックスにチェックマークを付していきます。
- Ⓓ 資料の入手先を明示することで、書類を収集する際の利便性を高めています。

提出が必須	必要書類	入手先
<input type="checkbox"/>	年金請求書（国民年金遺族基礎年金）	国民年金機構
<input type="checkbox"/>	請求者本人の年金手帳、国民年金番号通知書、 ※国民年金番号通知書がない場合は、国民年金番号通知書の写しを提出してください。	国民年金機構
<input type="checkbox"/>	請求者本人の印鑑	国民年金機構
<input type="checkbox"/>	請求者本人の住所変更届出書、年金記録 ※請求者本人の住所変更届出書がない場合は、 請求者本人の住所変更届出書の写しを提出してください。	国民年金機構
<input type="checkbox"/>	請求者本人の死亡届出書、死亡届出書 ※請求者本人の死亡届出書がない場合は、 請求者本人の死亡届出書の写しを提出してください。	国民年金機構
<input type="checkbox"/>	戸籍の謄本（戸籍の附属事項記載用紙） ※請求者本人の戸籍の謄本（戸籍の附属事項記載用紙）がない場合は、 請求者本人の戸籍の謄本（戸籍の附属事項記載用紙）の写しを提出してください。	国民年金機構
<input type="checkbox"/>	請求者本人の住民票の写し ※請求者本人の住民票の写しがない場合は、 請求者本人の住民票の写しの写しを提出してください。	国民年金機構
<input type="checkbox"/>	請求者本人の国民年金記録簿（国民年金記録簿） ※請求者本人の国民年金記録簿がない場合は、 請求者本人の国民年金記録簿の写しを提出してください。	国民年金機構
<input type="checkbox"/>	請求者本人の国民年金記録簿（国民年金記録簿） ※請求者本人の国民年金記録簿がない場合は、 請求者本人の国民年金記録簿の写しを提出してください。	国民年金機構

【注意点】

- 日本年金機構における「年金請求書等に添付する住民票および戸籍等の原本の取扱い」については、V. 日本年金機構の執務用資料集の「3. 原本還付の取扱い」に注意点をまとめています。

➔ V. 機構

(6) 注意事項

- 業務支援ツールを効果的に利用するためには、必要な部数の配置や教育研修など庁内で十分な準備時間が必要です。「国民年金市区町村業務支援ツール実施体制セットアップガイド」を確認して、必要な実施体制を構築してください。
- 業務支援ツールは市区町村の窓口業務の運用状況に応じて任意に編集して利用することができます。ただし、業務支援ツールは、高齢者や障がい者でも見やすいようにデザインや内容に配慮してあります。そのため、フォントサイズを現行よりも小さくしたり、情報量を著しく多く詰め込んだりする改変については、来庁者目線の観点からはお勧めしません。
- 業務支援ツールは、制度改正や保険料の改定などに合わせて、年に1回程度の更新が予定されています。そのため、ページ構成や記載内容を大きく変える編集については、後日の改正作業が煩雑となる可能性も考慮したうえで、各市区町村の自己責任で行ってください。
- 業務支援ツールの中には、各市区町村や年金事務所等の連絡先を記入する箇所があります。それぞれ編集を行うようにしてください。編集箇所については「国民年金市区町村業務支援ツール実施体制セットアップガイド」のカスタマイズ箇所一覧を参照してください。
- 聴覚障害者からの問合せのためには、FAX番号の記載が有効です。FAXによる健常者からの問合せ件数が増えるなどして対応ができない場合には、FAX番号（聴覚障害者専用）などと記載することが考えられます。
- 業務支援ツールの実践的な使い方については、研修ツールのケーススタディを受講することを推奨しています。

II 判断フロー

来庁者の属性により、以下の確認をします。

1. 配偶者の方への確認

→ はい
--> いいえ

死亡日において、次のいずれかに該当する子がありましたか

- 18歳未満の子、または18歳に達した日（18歳誕生日の前日）以後最初の3月31日までの間にある子（未婚）
- 国民年金の障害等級1級または2級に該当する程度の障害の状態にある20歳未満の子（未婚）

→ 遺族基礎年金
未支給年金

次のいずれにも該当しますか

- 65歳未満で、夫と10年以上継続した婚姻関係（事実婚を含む）があった
- 老齢基礎年金を繰上げ受給していない

→ 寡婦年金
未支給年金

死亡一時金 未支給年金

2. 子の方への確認

死亡日において、次のいずれかに該当しますか

- 18歳未満の子、または18歳に達した日（18歳誕生日の前日）以後最初の3月31日までの間にある子（未婚）
- 国民年金の障害等級1級または2級に該当する程度の障害の状態にある20歳未満の子（未婚）

→ 遺族基礎年金
未支給年金

死亡一時金 未支給年金

3. 上記以外の方への確認

次のいずれかに該当しますか

- 父母 孫
- 祖父母 兄弟姉妹

→ 死亡一時金
未支給年金

上記以外の3親等以内の親族ですか

→ 未支給年金

Ⅲ

カードの組合せ

カードの組合せは来庁者の目的や窓口担当者の経験などの諸要因により様々です。代表的な組み合わせ例としては以下が考えられますが、色々な組み合わせ例を研究してみてください。

1. どの年金を受け取れる可能性があるか認識している場合

受取りを希望する年金	使用するカードNo.
遺族基礎年金	1,2,3,4,6,7,8,9,13
未支給年金	1,2
死亡一時金	1,3
寡婦年金	6,7,9,10

2. どの年金を受け取れる可能性があるか認識していない場合

受取りを希望する年金	使用するカードNo.
不明	相談シート →判明後、1へ

3. 「説明事項のご確認」に沿ってカードを提示する場合

受取りを希望する年金	使用するカードNo.
遺族基礎年金	1,3,4,6,7,8,9,13
未支給年金	1,2
死亡一時金	1,3
寡婦年金	6,9

1. 遺族基礎年金

お手続きガイド表紙

【目的】

- 来庁者へ手続きの全体像を示すことにより、来庁者が必要な手続きについての見通しをもてるようにします。
- 来庁者への説明に用いると同時に、担当者が「いま何を説明すべきか」などの構成を組み立てるために使用します。

【使用場面】

- 初回相談の導入部
- 2回目以降の相談（前回相談した内容の確認）

【ポイント】

- 明確な目的意識を持っていない来庁者に対してお手続きガイド表紙を提示したうえで、来庁者のニーズを探り出してください。
- 過去に相談経過がある来庁者には、お手続きガイド表紙を提示したうえで、前回説明を受けた内容を聞き取りしてください。

お手続きカード表紙

【目的】

- 来庁者に「お手続きガイド表紙」を提示する際に、手元に置いて「お手続きガイド表紙」の各項目に対応するカードを検索するときに使用します。

【使用場面】

- 「お手続きガイド表紙」を使用した来庁者への説明

【ポイント】

- 「お手続きガイド表紙」に記載される各項目と各カードの関連性を示しています。

お手続きカード目次

【目的】

- 担当者が必要なカードを検索するときに使用します。

【使用場面】

- あらゆる場面

【ポイント】

- 「概要」欄には、各カードの見出しの内容を記載しています。来庁者などへの説明に際して、担当者が各カードの概要を把握するのに役立ちます。
- 「説明の対象者(例)」欄にはあくまで例示として記載しております。この欄の記載によらず、来庁者から説明を求められた項目は、きちんと説明するようにしましょう。
- 各市町村におけるお手続きガイドの運用方針にしたがって、カスタマイズするのもよいでしょう。

No. 1 年金を受け取るための3つの要件

【目的】

- 遺族基礎年金の受給要件の概要を説明するために使用します。

【使用場面】

- 初回相談時
- 来庁者から「もらえるのか？」などの質問を受けたとき

【ポイント】

- はじめて来訪した方に3つの要件を理解してもらえよう整理しています。3つの要件のいずれかを重点的に掘り下げて説明する場合には、No. 2からNo. 4のカードを併用して説明してください。
- 「遺族の要件」の説明に際しては次の点に注意してください。必要に応じてNo. 2のカードを併用して説明してください。
 - ・ ①が「子のある夫」の場合、妻の死亡日は平成26年4月1日以後に限られます。
 - ・ ①および②ともに死亡者によって生計を維持していたことが要件となります。
 - ①については、さらに②と生計を同じくしていたことも要件となります。前者を「生計維持要件」、後者を「生計同一要件」と呼ぶ場合があります。
- 「亡くなった方の被保険者等要件」の説明に際しては次の点に注意してください。必要に応じてNo. 3のカードを併用して説明してください。
 - ・ 遺族基礎年金の受給要件を満たしている方が、遺族厚生年金などの受給要件も満たしている場合があります。遺族厚生年金などの受給要件を満たす場合には、日本年金機構などへの相談を促してください。
- 「亡くなった方の保険料納付要件」について、保険料納付済期間や保険料免除期間の詳細な説明が必要なときは、必要に応じてNo. 4のカードを併用して説明してください。

【関連カード】

◎ 老齢基礎年金

- No. 1 受給資格期間

◎ 遺族基礎年金

- No. 2 遺族の要件
- No. 3 亡くなった方の被保険者等要件
- No. 4 亡くなった方の保険料納付要件

No. 2 遺族の要件

【目的】

- 「遺族の要件」を掘り下げて説明するために使用します。

【使用場面】

- 子のある配偶者、および子について丁寧に説明するとき
- 具体例を交えながら説明するとき
- 実子、養子、継子の相違点を説明するとき

【ポイント】

- 図1と2において色が濃い紫色のボックスは遺族の要件を満たしていることを表しています。一方、色が薄い紫色のボックスは遺族の要件を満たしていないことを表しています。
- 「子」は死亡者の実子、普通養子、特別養子に限定され、死亡者の続子（配偶者の連れ子）は含まれません。
- 図1と2において色が濃いボックスは遺族の要件を満たしていることを表しています。一方、色が薄いボックスは遺族の要件を満たしていないことを表しています。

【関連カード】

- No. 1 年金を受け取るための3つの要件
- No. 5 生計維持・同一関係とは

No. 3 亡くなった方の被保険者等要件

【目的】

- 「亡くなった方の被保険者等要件」を掘り下げて説明するために使用します。

【使用場面】

- 「亡くなった方の被保険者等要件」について丁寧に説明するとき
- 遺族厚生年金の受給要件を満たすか確認するとき

【ポイント】

- 「受け取ることができる方（受給資格期間が25年以上である場合に限る）」とは受給権者（未請求者を含む）を指します。一方、「受給資格期間が25年以上である方」とは、死亡の当時、受給開始年齢に未到達であった方などを指します。
- 遺族基礎年金の短期要件（例：国民年金の被保険者である間に死亡したとき）に該当する場合でも、厚生年金保険の短期要件（例：厚生年金保険の被保険者である間に初診日がある病気やけがが原因で死亡したとき）に該当する場合もあるので注意してください。遺族厚生年金の受給要件を満たす可能性がある場合には、日本年金機構への相談を促してください。
- 国民年金被保険者の説明が必要なときには参考2の表を使用してください。

【関連カード】

◎ 老齢基礎年金

- No. 1 受給資格期間

◎ 遺族基礎年金

- No. 2 遺族の要件

No. 4 亡くなった方の保険料納付要件

【目的】

- 亡くなった方の保険料納付要件を掘り下げて説明するために活用します。

【使用場面】

- 具体例を交えて保険料納付要件を説明するとき
- 保険料納付要件を満たさない理由を説明するとき

【ポイント】

- 保険料納付要件の考え方は、本カードを使用して説明してください。No. 4-1は3分の2以上納付、No. 4-2は直近1年間に未納がないことの要件を示しています。
- 個々の保険料納付要件の判定に際しては、日本年金機構に照会のうえ回答するようにしてください。

【関連カード】

- No. 1 年金を受け取るための3つの要件
- No. 2 遺族の要件

No.5 生計維持・同一関係とは

【目的】

- 「遺族の要件」である生計維持関係および生計同一関係の認定要件を説明するために使用します。
- 「子のある配偶者」に事実婚関係の認定要件を説明するために使用します。

【使用場面】

- 死亡者の配偶者または子へ生計維持関係および生計同一関係の認定要件に関して詳細な説明を行うとき
- 死亡者の配偶者に事実婚関係の考え方を説明するとき

【ポイント】

- 生計維持関係が認められるためには、生計同一要件および収入要件を満たす必要があることを説明してください。一方、生計同一要件が認められるためには、生計同一要件を満たせば要件を満たすこととなります。生計維持関係および事実婚関係の認定要件の詳細については、研修ツール「基礎編（制度編）・詳細版・生計維持」を参照してください。
- 「請求書等記入例－必要書類を含む－」にある「生計同一関係に関する申立書」および「事実婚関係に関する申立書」は任意様式なので、各市区町村で使用している申立書に代えても差し支えありません。
- 受給権者と配偶者または子が次のいずれに該当するのかによって、申立書に記入する内容や必要書類が異なります。
 - ・ 住民票上同一世帯に属しているとき
 - ・ 住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき
 - ・ 住所が住民票上異なっているが、一定の要件に該当するとき

【関連カード】

- No.1 年金を受け取るための3つの要件
- No.2 遺族の要件

No.6 いくら? -年金額の計算-

【目的】

- 年金額の計算方法を説明するために使用します。

【使用場面】

- 遺族基礎年金の額を説明するとき
- 来庁者から「いくらもらえる?」などの質問を受けたとき

【ポイント】

- 本年度の受取り年金額は記載のとおりです。
- 例示の図で、実際に年金を受け取れる方について青枠で強調するとともに、※印で注を付しています。
- 受け取れる「子」が1人の場合、「子のある配偶者」とは異なり、加算額はありませので注意します。

【関連カード】

- No.7 いつから受け取れる?

No.7 いつから受け取れる？

【目的】

- 支給開始時期、支給期間、支払期月を説明するために使用します。

【使用場面】

- 支給開始時期、支給期間、支払期月を説明するとき
- 来庁者から「いつからもらえる？」などの質問を受けたとき

【ポイント】

- 「支給」は「受取り」、「支払い」は「入金」など来庁者の目線による表現に改めています。
- いつまで受け取れるかについて詳細な説明を行う際には必要に応じてNo.8およびNo.9も併用して説明してください。
- いつから受け取れるかについては失踪宣告の論点があるため、詳細な説明を行う際には必要に応じてNo.10も併用して説明してください。

【関連カード】

- No.6 いくら？－年金額の計算－
- No.8 支給が停止される場合
- No.9 いつまで受け取れる？
- No.10 死亡の推定と失踪宣告

No. 8 支給が停止される場合

【目的】

- 遺族基礎年金が支給停止となる事由を説明するために使用します。

【使用場面】

- 遺族基礎年金の受給権者または請求者への説明時

【ポイント】

- 定義を正確に説明するために「受取り」という表現は使っていません。特定の事由に該当している間は、年金が支給停止となるので、届出または申請が必要な場合があることを説明してください。
- 図3,4,5において塗りつぶした色が濃い紫色のボックスは遺族の要件を満たした上、実際に受け取れることを表しています。一方、色が薄い紫色のボックスは支給が停止されることを表しています。
- 子のある配偶者より「子に遺族基礎年金を受け取ってもらいたい」などの相談を受けた場合には、図3を用いて説明をしてください。
- 子から「なぜ年金が止まるのか」などの相談を受けた場合には、図4および図5を用いて説明してください。
- 「支給停止」は考え方がやや難しいので、研修ツール「基礎編（制度編）・詳細版・遺族基礎年金（2）」を受講することを推奨します。

【関連カード】

- No.7 いつから受け取れる？
- No.9 いつまで受け取れる？

No.9 いつまで受け取れる？

【目的】

- 遺族基礎年金の権利が消滅する事由を説明するために使用します。

【使用場面】

- 遺族基礎年金の受給権者または請求者への説明時

【ポイント】

- No.9の事由に該当した場合、遺族基礎年金の受給権が消滅することを説明してください。あわせて、これら事由に該当した場合には、届出が必要となることも説明してください。

【関連カード】

- No.7 いつから受け取れる？
- No.8 支給が停止される場合

No.10 死亡の推定と失踪宣告

【目的】

- 船舶または航空機が沈没（墜落）、滅失もしくは行方不明となった際の死亡の推定について図解するとともに失踪宣告を行った際の死亡日について図解し、1枚のカードに纏めています。
- それぞれについての要件判定日を比較する形で記載しています。

【使用場面】

- 3カ月間生死が分からない者の「配偶者」または「子」が来訪した場合に使用します。
- 3カ月以内に死亡が明らかになったが、死亡の時期が分からない者の「配偶者」または「子」が来訪した場合に使用します。

【ポイント】

- No.10-1では船舶または航空機が沈没（墜落）、滅失もしくは行方不明となった際の死亡の推定について図解しています。東日本大震災により行方不明になった方についても同様に扱います。
- No.10-2では失踪宣告の場合の死亡日について図解しています。
- 行方不明日、死亡推定日または失踪宣告日と、受給権発生日の前後関係について注意が必要です。
- 「死亡の推定」「普通失踪」「特別失踪」について、どの時点で要件判定を行う注意が必要です。
- 「死亡の推定と失踪宣告」は考え方がやや難しいので、研修ツール「基礎編（制度編）・詳細版・遺族基礎年金（2）」を受講することを推奨します。

【関連カード】

- No.1 年金を受け取るための3つの要件
- No.2 遺族の要件
- No.3 亡くなった方の被保険者等要件
- No.4 亡くなった方の保険料納付要件
- No.7 いつから受け取れる？

No.11 交通事故等による死亡の場合の支給停止期間

【目的】

- 第三者行為による事故によって遺族基礎年金を受け取っている方が、第三者から損害賠償を受け取った場合には、遺族基礎年金が支給停止となることを説明するために使用します。

【使用場面】

- 年金請求書の受付時などで、死亡の原因が第三者行為によるものであることを把握したとき

【ポイント】

- 第三者行為による事故とされるものは次のとおりです。詳細は日本年金機構に確認してください。
 - ・ 交通事故（自動車による事故、航空機の墜落、船舶の転覆など）
（注）鉄道、列車の事故は第三者行為による事故の可能性が低い
 - ・ 労働者災害補償保険法の給付が行われる事故
 - ・ 労働基準法の補償が行われる事故
 - ・ 傷害、殺人、自殺等
- 第三者行為による事故によって、遺族基礎年金の受給権が発生した場合には、第三者行為事故状況届、交通事故証明書（事故証明書）等の提出を求める必要があります。詳細は日本年金機構に確認してください。
- 第三者行為による事故によって、受給権者が第三者から損害賠償を受け取った時点で、その損害賠償額に基づき年金が支給停止されます。

【関連カード】

- なし

No.12 請求後の流れ

【目的】

- 年金の請求から初回の受取りまでのスケジュールを大まかに説明することで、請求者が見通しをもてるようにします。
- 年金決定までのプロセスで「どのようなものが届くのか」を視覚的に提示することにより、請求後の不安を払拭するようにします。

【使用場面】

- 請求書を提出した来庁者へ、事後に詳細な説明を行うとき

【ポイント】

- 来庁者から請求書を受付した場合には、必ず本カードを使用して説明してください。必要に応じて、No.7を併用して、支給開始時期や入金時期の説明をしてください。
- 年金証書・年金決定通知書、年金振込通知書、年金額改定通知書、統合通知書、年金支払通知書、支給額変更通知のサンプルを提示することにより、年金決定までのプロセスで「どのようなものが届くのか」をあらかじめ視覚的に認識してもらいます。これにより、請求後の照会対応がスムーズに進むことも期待されます。
- 複数の年金受給権を有する方には、No.12を使用して「年金受給選択申出書」を提出するよう説明してください。

【関連カード】

- No.7 いつから受け取れる？
- No.13 複数の年金を受け取る権利があるとき

No.13 複数の年金を受け取る権利があるとき

【目的】

- 複数の年金受給権を有する方に、「年金受給選択申出書」の提出を促すために使用します。
- 複数の年金受給権がある場合でも、いずれか1つの年金を選択する必要があることを説明するために使用します。

【使用場面】

- 「1人1年金の原則」を説明するとき
- 年金受給選択申出書の提出勧奨時

【ポイント】

- 複数の年金受給権を有した来庁者へ、「1人1年金の原則」をわかりやすく図表化するとともに、各基礎年金はあわせて受け取ることができないこと、および65歳前と65歳後で各年金について合わせて受け取ることができるケースについて図表化して1つのカードに纏めて示しています。
- 「請求書等記入例」に「年金受給選択申出書」の見本がありますので、そちらを提示しながら来庁者へ説明するとスムーズに進めることができます。

【関連カード】

- No.12 請求後の流れ

2. 未支給年金

お手続きガイド表紙

【目的】

- 来庁者へ手続きの全体像を示すことにより、来庁者が必要な手続きについての見通しをもてるようにします。
- 来庁者への説明に用いると同時に、担当者が「いま何を説明すべきか」などの構成を組み立てるために使用します。

【使用場面】

- 初回相談の導入部
- 2回目以降の相談（前回相談した内容の確認）

【ポイント】

- 明確な目的意識を持っていない来庁者に対してお手続きガイド表紙を提示したうえで、来庁者のニーズを探り出してください。
- 過去に相談経過がある来庁者には、お手続きガイド表紙を提示したうえで、前回説明を受けた内容を聞き取りしてください。

お手続きカード表紙

【目的】

- 来庁者に「お手続きガイド表紙」を提示する際に、手元に置いて「お手続きガイド表紙」の各項目に対応するカードを検索するときに使用します。

【使用場面】

- 「お手続きガイド表紙」を使用した来庁者への説明

【ポイント】

- 「お手続きガイド表紙」に記載される各項目と各カードの関連性を示しています。
- 来庁者へ手続きの全体像を示し説明を行う際に手元に置いておくと、必要になったカードを来庁者へ素早く提示することができます。

お手続きカード目次

【目的】

- 担当者が必要なカードを検索するときに使用します。

【使用場面】

- あらゆる場面

【ポイント】

- 「概要」欄には、各カードの見出しの内容を記載しています。来庁者などへの説明に際して、担当者が各カードの概要を把握するのに役立ちます。
- 「説明の対象者(例)」欄にはあくまで例示として記載しております。この欄の記載によらず、来庁者から説明を求められた項目は、きちんと説明するようにしましょう。
- 各市町村におけるお手続きガイドの運用方針にしたがって、カスタマイズするのもよいでしょう。

No. 1 年金を受け取るための要件

【目的】

- 年金を受け取るための要件を図表化するとともに、生計同一関係の認定要件を1つのカードに纏めて示しています。

【使用場面】

- 死亡を原因とした給付の相談シートにおいて、未支給年金を受け取ることができる可能性のある来庁者が来訪した場合に使用します。
- 未支給年金に関する一般的な相談を目的とした来庁者が来訪した場合に使用します。

【ポイント】

- 死亡を原因とした給付の相談シートにおいて、遺族の要件を満たしていると思われる方に説明を行う際には、まず、死亡日において亡くなった方と生計を同じくしていたかを確認することがポイントです。
- 該当する遺族がない時でも、死亡届の提出が必要である旨を説明します。
- 亡くなった方の保険料納付要件について、保険料納付済期間や保険料免除期間の詳細な説明が必要なときは、必要に応じてNo.4のカードを利用するとよいことをアイコンを記載することにより示しています。
- 遺族のなかに先順位者がいると後順位者は受け取ることができない旨と、同順位が2人以上で、そのうち1人が行った請求は全員のためにその全額についてしたものとみなされる旨は後々のトラブルを防止するためにも必ず説明します。
- 生計同一関係の認定要件は、「配偶者または子」か「父母、孫、兄弟姉妹またはその他の三親等内の親族」かにより、③のイが異なるので注意します。

No. 2 受取り内容

【目的】

- No.1の亡くなった方の要件に関連して、亡くなった方が年金を受け取っていた場合と年金を請求していなかった場合に分けて、必要な手続き等を1つのカードに纏めて示しています。

【使用場面】

- 死亡を原因とした給付の相談シートにおいて、未支給年金を受け取ることができる可能性のある来庁者が来訪した場合に使用します。
- 未支給年金に関する一般的な相談を目的とした来庁者が来訪した場合に使用します。

【ポイント】

- 亡くなった方が年金を受け取っていた場合は、亡くなった月が偶数月か奇数月かにより請求額が異なってきます。
- 亡くなった方の口座へ年金が入金されてしまうと後々の手続きが煩雑になるため、死亡届のほか、金融機関へのお手続きが必要な点を説明します。
- 亡くなった方が年金を請求していなかった場合、未支給年金の請求手続きのほか、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金の請求手続きが必要となるため、必要に応じて老齢、障害、遺族、寡婦のカードを利用するとよいことをアイコンを記載することにより示しています。

No. 3 請求後の流れ

【目的】

- 来庁者が、年金の請求から受取りまでのスケジュールを視覚的に理解しやすくするために図表化するとともに、来庁者が後日、日本年金機構から受け取る通知書の見本を1つのカードに纏めて示しています。

【使用場面】

- 請求書を提出した来庁者へ詳細な説明を行う際に使用します。

【ポイント】

- 年金の請求から受取りまでのスケジュールを大まかに説明することで、いつになったら書類が届くのか、という類の問い合わせの件数を減らすことができます。
- 現物を見たことがない来庁者へ後日、日本年金機構から郵送されるものを見て頂くことで、通知書が届いていない等の問合せを未然に減らすことができます。

3. 死亡一時金、寡婦年金

お手続きガイド表紙

【目的】

- 来庁者へ手続きの全体像を示すことにより、来庁者が必要な手続きについての見通しをもてるようにします。
- 来庁者への説明に用いると同時に、担当者が「いま何を説明すべきか」などの構成を組み立てるために使用します。

【使用場面】

- 初回相談の導入部
- 2回目以降の相談（前回相談した内容の確認）

【ポイント】

- 明確な目的意識を持っていない来庁者に対してお手続きガイド表紙を提示したうえで、来庁者のニーズを探り出してください。
- 過去に相談経過がある来庁者には、お手続きガイド表紙を提示したうえで、前回説明を受けた内容を聞き取りしてください。
- 死亡一時金および寡婦年金の両方の受給要件を満たしている場合、いずれか片方の受給権しか発生しないことから、誤認が生じないようにお手続きガイドは一つにまとめました。

お手続きカード表紙

【目的】

- 来庁者に「お手続きガイド表紙」を提示する際に、手元に置いて「お手続きガイド表紙」の各項目に対応するカードを検索するときを使用します。

【使用場面】

- 「お手続きガイド表紙」を使用した来庁者への説明

【ポイント】

- 「お手続きガイド表紙」に記載される各項目と各カードの関連性を示しています。
- 来庁者へ手続きの全体像を示し説明を行う際に手元に置いておくと、必要になったカードを来庁者へ素早く提示することができます。

お手続きカード目次

【目的】

- 担当者が必要なカードを検索するときに使用します。

【使用場面】

- あらゆる場面

【ポイント】

- 「概要」欄には、各カードの見出しの内容を記載しています。来庁者などへの説明に際して、担当者が各カードの概要を把握するのに役立ちます。
- 「説明の対象者(例)」欄にはあくまで例示として記載しております。この欄の記載によらず、来庁者から説明を求められた項目は、きちんと説明するようにしましょう。
- 各市町村におけるお手続きガイドの運用方針にしたがって、カスタマイズするのもよいでしょう。

No. 1 死亡一時金を受け取るための3つの要件

【目的】

- 死亡一時金を受け取るための3つの要件を図表化して1つのカードに纏めて示しています。

【使用場面】

- 死亡を原因とした給付の相談シートにおいて、死亡一時金を受け取ることができる可能性のある来庁者が来訪した場合に使用します。
- 死亡一時金に関する一般的な相談を目的とした来庁者が来訪した場合に使用します。

【ポイント】

- No.1～5のカードは死亡一時金について説明しているため、右上に死亡一時金というアイコンを付しています。
- 死亡を原因とした給付の相談シートにおいて、遺族の要件を満たしていると思われる方に説明を行う際には、まず、死亡日において亡くなった方と生計を同じくしていたかを確認することがポイントです。
- 受ける順位を図表化しているので、来庁者への説明にも使用できます。また必要に応じて遺族の範囲のカードを利用するとよいことをアイコンを記載することにより示しています。
- 遺族のなかに先順位者がいると後順位者は受け取ることができない旨と、同順位が2人以上で、そのうち1人が行った請求は全員のためにその全額についてしたものとみなされる旨は後々のトラブルを防止するためにも必ず説明します。
- 亡くなった方の保険料納付要件について、保険料免除期間の詳細な説明が必要なときは、必要に応じて加入・免除のカードを利用するとよいことをアイコンを記載することにより示しています。
- 受取りには時効がある旨と、寡婦年金と死亡一時金の両方を受け取るための要件を満たしている場合にはどちらか片方しかを受け取れない旨は後々のトラブルを防止するためにも必ず説明します。

No. 2 生計同一関係とは

【目的】

- 「子のある配偶者」と「子」の生計同一関係の認定要件を1枚のカードに纏め、その違いを明らかにしています。

【使用場面】

- 死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹が来訪した場合に使用します。

【ポイント】

- 生計同一関係の認定要件は、「配偶者または子」か「父母、孫、祖父母、兄弟姉妹」かにより、③のイが異なるので注意します。

No.3 いくら？ - 死亡一時金額の計算 -

【目的】

- 受け取れる金額を保険料を納めた月数別に図表化して記載するとともに付加保険料の情報も合わせて記載して、1枚のカードに纏めています。

【使用場面】

- 受給要件を満たした来庁者が来訪した場合に使用します。
- 将来の一般的な相談に来た来庁者が来訪した場合に使用します。

【ポイント】

- 保険料を納めた月数により受け取れる年金額が段階的に変動しますが、付加保険料は納めた月数により受け取れる年金額は変動しないので、後々のトラブルを防止するためにも必ず説明します。
- 保険料免除期間の詳細な説明が必要なときは、加入・免除のカードを利用するとよいことをアイコンを記載することにより示しています。

No. 4 死亡の推定と失踪宣告

【目的】

- 船舶または航空機が沈没（墜落）、滅失もしくは行方不明となった際の死亡の推定について図解するとともに失踪宣告を行った際の死亡日について図解し、1枚のカードに纏めています。
- それぞれについての要件判定日を比較する形で記載しています。

【使用場面】

- 3ヵ月間生死が分からない者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹が来訪した場合に使用します。
- 3ヵ月以内に死亡が明らかになったが、死亡の時期が分からない者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹が来訪した場合に使用します。

【ポイント】

- 東日本大震災により行方不明になった方についても同様に取り扱います。
- 「普通失踪」と「特別失踪」の身分関係の要件判定日は、行方不明日ではないので注意が必要です。

No. 5 請求後の流れ

【目的】

- 来庁者が、年金の請求から受取りまでのスケジュールを視覚的に理解しやすくするために図表化するとともに、来庁者が後日、日本年金機構から受け取る通知書の見本を1つのカードに纏めて示しています。

【使用場面】

- 請求書を提出した来庁者へ詳細な説明を行う際に使用します。

【ポイント】

- 年金の請求から受取りまでのスケジュールを大まかに説明することで、いつになったら書類が届くのか、という類の問い合わせの件数を減らすことができます。
- 通知書の現物を見たことがない来庁者へ後日、日本年金機構から郵送されるものを見て頂くことで、通知書が届いていない等の問合せを未然に減らすことができます。

No. 6 寡婦年金を受け取るための3つの要件

【目的】

- 寡婦年金を受け取るための3つの要件を図表化して1つのカードに纏めて示しています。

【使用場面】

- 死亡を原因とした給付の相談シートにおいて、寡婦年金を受け取ることができる可能性のあるお客様が来訪した場合に使用します。
- 寡婦年金に関する一般的な相談を目的としたお客様が来訪した場合に使用します。

【ポイント】

- No. 6～13のカードは寡婦年金について説明しているため、右上に寡婦年金というアイコンを付しています。
- 死亡を原因とした給付の相談シートにおいて、遺族の要件を満たしていると思われる妻に説明を行う際には、まず、死亡日において亡くなった夫により生計を維持していたかを確認することがポイントです。
- 「妻」には事実上婚姻関係と同様の事情にあった者も含まれるので注意します。その際は事実婚関係に関する申立書にありのままの事実を記載頂き、提出頂く必要があります。
- 必要に応じて遺族の範囲のカードを利用するとよいことをアイコンに記載することにより示しています。
- 亡くなった方の保険料納付要件の10年以上は、死亡した月の前月までの第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）としての保険料納付済期間、保険料免除期間となります。ここでは10年以上必要であることを強調するために「10年」という数字を図で載せています。
- 詳細な説明が必要なときは、必要に応じてNo.7のカードを利用するとよいことをアイコンに記載することにより示しています。
- 受取りには時効がある旨と、寡婦年金と死亡一時金の両方を受け取るための要件を満たしている場合にはどちらか片方しかを受け取れない旨は後々のトラブルを防止するためにも必ず説明します。
- 寡婦年金を受け取ることのできる間に、老齢厚生年金など他の年金を受け取る権利がある場合は、いずれか1つの年金を選択する必要がある旨と、寡婦年金と死亡一時金の両方を受け取るための要件を満たしている場合にはどちらか片方しかを受け取れない旨は後々のトラブルを防止するためにも必ず説明します。

No.7 保険料納付済期間、保険料免除期間

【目的】

- 保険料納付済期間と保険料免除期間の定義を示しています。
- 職員がお客様に該当する期間について詳細に説明する際に活用します。

【使用場面】

- 保険料納付済期間、保険料免除期間の詳細な定義について興味をお持ちのお客様へ説明を行う際に使用します。

【ポイント】

- 保険料免除期間の詳細な定義は加入・免除ガイドの記載されているため、該当のカードNo.を記載することで参照しやすくしています。
- 第2号被保険者期間や第3号被保険者期間は保険料納付済期間に含まれないので注意します。

No. 8 生計維持・同一関係とは

【目的】

- 「妻」の生計維持関係の認定要件を1枚のカードに纏めています。

【使用場面】

- 死亡者の妻が来訪した場合に使用します。

【ポイント】

- 「妻」と死亡者が死亡日において、生計を同一にしていることを確認します。その際は「生計同一に関する申立書」にありのままの事実を記載頂き、提出頂く必要があります。
- 「妻」は生計同一要件のいずれかと収入要件のいずれかを共に満たす必要があります。
- 「妻」には事実上婚姻関係と同様の事情にあった者も含まれるので、案内時にその論点があることを忘れないよう注意します。その際は「事実婚関係に関する申立書」にありのままの事実を記載頂き、提出頂く必要があります。

No.9 いくら? -年金額の計算-

【目的】

- 「いくら?」というテーマで、受取り年金額、年金額の計算方法、注意点を纏めて示しています。

【使用場面】

- 受給要件を満たした妻が来訪した場合に使用します。
- 寡婦年金に関する一般的な相談を目的としたお客様が来訪した場合に使用します。

【ポイント】

- 死亡した夫が受け取れることができた老齢基礎年金額のうち、妻が受け取れるのはその4分の3であることを説明します。
- 記載されている「老齢基礎年金額（満額）」はあくまで480月納付した場合であり、480月に満たない場合には計算式に基づいて減額される旨を来庁者へ伝えます。
- 平成21年4月から、国庫負担割合が3分の1から2分の1に引き上げられたことにより、平成21年3月以前の免除期間については国庫負担を3分の1として、平成21年4月以後の免除期間については国庫負担を2分の1として年金額の計算をします。
- No.6にて、寡婦年金を受け取ることのできる間に、老齢厚生年金など他の年金を受け取る権利がある場合は、いずれか1つの年金を選択する必要がある旨と、寡婦年金と死亡一時金の両方を受け取るための要件を満たしている場合にはどちらか片方しかを受け取れない旨を説明していない時は、後々のトラブルを防止するためにもここで必ず説明します。

No.10 いつからいつまで受け取れる？

【目的】

- 年金がいつからいつまで受け取れるかという期間のほか、実際にどのタイミングで入金があるのかについて、それぞれ図表化したものを1枚のカードに纏めています。

【使用場面】

- 受給要件を満たした妻が来訪した場合に使用します。
- 寡婦年金に関する一般的な相談を目的とした来庁者が来訪した場合に使用します。

【ポイント】

- 60歳と65歳という年齢がキーであり、それを強調するために「60歳」「65歳」という数字を大きく示しています。
- 夫の亡くなった日において「妻」が60歳を超えていたか否かにより受取り期間が異なるため、説明の際には注意します。
- 最初の入金のみ偶数月または奇数月の15日となりますが、通常の入金は偶数月の15日となります。
- 妻が65歳に達したときの他、それ以外の4つの要件に該当したときも、その翌月から年金が受け取れなくなります。婚姻には事実上の婚姻関係も含みます。
- 事実上の婚姻関係について詳細な説明が必要なときは、No. 6のカードを利用するとよいことをアイコンを記載することにより示しています。

No.11 死亡の推定と失踪宣告

【目的】

- 船舶または航空機が沈没（墜落）、滅失もしくは行方不明となった際の死亡の推定について図解するとともに失踪宣告を行った際の死亡日について図解し、1枚のカードに纏めています。
- それぞれについての要件判定日を比較する形で記載しています。

【使用場面】

- 3ヵ月間生死が分からない者の妻が来訪した場合に使用します。
- 3ヵ月以内に死亡が明らかになったが、死亡の時期が分からない者の妻が来訪した場合に使用します。

【ポイント】

- 東日本大震災により行方不明になった方についても同様に取り扱います。
- 「普通失踪」と「特別失踪」の身分関係、年齢の要件判定日は、行方不明日ではないので注意が必要です。

No.12 交通事故等による死亡の場合の支給停止期間

【目的】

- 第三者行為による事故によって寡婦年金を受け取っている方が、第三者から損害賠償を受け取った場合には、寡婦年金が支給停止となることを説明するために使用します。

【使用場面】

- 年金請求書の受付時などで、死亡の原因が第三者行為によるものであることを把握したとき

【ポイント】

- 第三者行為による事故とされるものは次のとおりです。詳細は日本年金機構に確認してください。
 - ・ 交通事故（自動車による事故、航空機の墜落、船舶の転覆など）
（注）鉄道、列車の事故は第三者行為による事故の可能性が低い
 - ・ 労働者災害補償保険法の給付が行われる事故
 - ・ 労働基準法の補償が行われる事故
 - ・ 傷害、殺人、自殺等
- 第三者行為による事故によって、寡婦年金の受給権が発生した場合には、第三者行為事故状況届、交通事故証明書（事故証明書）等の提出を求めする必要があります。詳細は日本年金機構に確認してください。
- 第三者行為による事故によって、受給権者が第三者から損害賠償を受け取った時点で、その損害賠償額に基づき年金が支給停止されます。

No.13 請求後の流れ

【目的】

- 来庁者が、寡婦年金の請求から初回の受取りまでのスケジュールを視覚的に理解しやすくするために図表化するとともに、来庁者が後日、日本年金機構から受け取る年金証書や各種通知書の見本を1つのカードに纏めて示しています。

【使用場面】

- 請求書を提出した来庁者へ詳細な説明を行う際に使用します。

【ポイント】

- 年金の請求から初回の受取りまでのスケジュールを大まかに説明することで、いつになったら書類が届くのか、という類の問い合わせの件数を減らすことができます。
- 年金証書等、現物を見たことがない来庁者へ後日、日本年金機構から郵送されるものを見て頂くことで、通知書が届いていない等の問合せを未然に減らすことができます。

1. 疑義照会

疑義照会とは、日本年金機構における業務に際して、法令、諸規程等の解釈又は取扱方法が不明確である場合に、年金事務所等から機構本部に対して問い合わせを行うことをいいます。

以下の疑義照会は、日本年金機構ホームページの「トップ > 日本年金機構について > 主な疑義照会と回答について」からアクセスできます。

市区町村における窓口業務でも参考にしてください。

(1) 遺族基礎年金

テーマ	死亡後に国民年金の保険料が充当された場合の納付要件・支給金額について
関連条文	昭和40年6月7日庁文発第4542号
疑義内容	<p>寡婦・死亡一時金・遺族年金の納付要件を確認する際には、死亡日の前日までに納付している月を合算することになります。下記の事例のように死亡後に厚生年金保険期間が判明し、統合した結果、国民年金納付済期間と重複しているため還付が発生し、未納期間へ充当処理となった場合、この充当期間は納付要件・支給金額を計算する際に保険料納付済期間に含めるかご教示願います。</p> <p><事例> 被保険者死亡 平成23年3月12日 厚生年金期間判明・統合 平成23年4月14日 (昭和53年2月～4月の3ヵ月) 国年保険料還付・充当決議 平成23年4月15日 (平成21年7月～10月の3/4免除期間へ充当)</p> <p>「国民年金保険料に係る還付金等の充当について」 (昭和40年6月7日庁文発第4542号)には「充当があった場合には、還付金等が生じた時にその充当した還付金等に相当する額の保険料の納付があったこととみなす」とありますが、還付金等が生じた時とは、過誤納調査決定日と考えてよいでしょうか。</p>
回答	<p>当該通知内の「還付金等が生じた時」というのは、過誤納調査決定日ではなく、厚生年金保険期間が統合された日となります。そのため、照会の充当済期間については、納付要件・支給金額を計算する際に保険料納付済期間に含めることはできません。</p>

テーマ	遺族基礎年金受給権者と親権の無い父(母)との生計維持関係の認定について
関連条文	国民年金法第41条第2項
疑義内容	<p>子に対する遺族基礎年金は、「生計を同じくする父母があるときは、その間、支給停止する」とされていますが、生計を同じくする父母に、未成年後見人となっている親権の無い父母は含まれるのでしょうか。</p> <p>子の母の死亡当時、子に対する親権を行う方がいませんでした。母の死後に認知及び親権を申立てした父は、裁判所においては親権が認められず未成年後見人とされましたが、生計を同じくしていたとの申出がありました。この場合、未成年後見人である父との間の生計同一の申出を認め、遺族基礎年金を支給停止とする措置は妥当でしょうか。</p>
回答	<p>国民年金法第41条第2項に規定する「その子の父若しくは母」については、親権者でない父又は母を除くという規定はありません。また、親権者ではなくても認知が認められれば父と子の出生に遡って親子関係は認められます。</p> <p>本件については、認知によりその子の父に該当する場合、生計を同じくする間は遺族基礎年金が支給停止となります。</p>

テーマ	養子縁組していた養父母(祖父母)が死亡したが、実父母と住民票上同居する場合の遺族基礎年金支給停止について
関連条文	国民年金法第37条、第41条第2項国民年金法施行規則第45条
疑義内容	<p><事例></p> <p>請求者は、生後間もなく祖父母の養子となりましたが、住民票上の住所は実父母の住民票と世帯同一のままでした。養父(祖父)の死亡により、養子となっていた子(孫)が遺族基礎年金及び遺族厚生年金の請求を行ったところ、遺族基礎年金は養母(祖母)がいるために支給停止、遺族厚生年金は支給決定されました。その後、養母(祖母)も死亡したため、遺族基礎年金支給停止事由消滅届が提出されました。なお、養父母(祖父母)の死亡後に実父母が未成年後見人となっています。</p> <p>請求者の生活費・教育費等は、生前全て養父母(祖父母)から支出されていましたが、実父母からの生計上の寄与がなく、養父母(祖父母)からの遺産等によりその生活が独立していると認められるものであれば、支給停止は解除されますか。あるいは実父母が請求者の生活等を管理・後見している場合も生計の同一とみなし支給停止となるのか、ご教示願います。</p>
回答	<p>本件のように、実父母と住民票上同一世帯に属しているときは、生計を同じくする者に該当します。基本的に親と一緒にいるときはその父、母によって生計を維持しているものと考えられるため、遺族基礎年金の支給を行う必要性が低く、支給停止としています。</p> <p>したがって、遺族基礎年金については、養母(祖母)が死亡した後、実父母と生計を同じくするため、支給が停止されます。</p>

テーマ	死亡推定日から長期間経過後に失踪宣告を受けた場合の遺族年金の消滅時効について
関連条文	国民年金法第102条第1項民法第166条第1項、民法第30条
疑義内容	<p>平成3年6月に行方不明になった者の家族が、生存を信じてその者の国民年金保険料を納付していたが、今回、失踪宣告の請求をした結果、「死亡とみなされる日：平成10年6月27日」「失踪宣告の裁判確定日：平成22年8月11日」と戸籍に記載された。</p> <p>この者の加入年金制度は国民年金のみであり、行方不明当時、この者に生計を維持されていた妻と9歳の子がおり、遺族基礎年金の支給要件を満たしていた。平成10年当時に失踪宣告の請求をしていれば遺族基礎年金が平成10年7月分から平成13年3月分まで支給されるはずであったが、生存を信じて失踪宣告の請求が遅くなったことにより死亡とみなされる日から5年が経過した現在では支分権が消滅しているため遺族基礎年金の支給はされないのか。</p>
回答	<p>「権利を行使することができる時」とは、権利を行使するのに法律上の障害がなくなくなった時であり、権利者の一身上の都合で権利を行使できないことや権利行使に事実上の障害があることは影響しません。</p> <p>当事例の場合、行方不明になった日から7年を経過した時点において、失踪宣告の手続きを行い、その審判が確定した後に、遺族基礎年金の請求は可能であるため、失踪宣告の審判の確定がないことを「法律上の障害」とすることはできません。</p> <p>したがって、当事例は、失踪宣告により死亡とみなされた日(平成10年6月27日)の翌日から時効が進行しており、平成10年7月分から平成13年3月分の遺族基礎年金を支給することはできないと考えます。</p>

(2) 未支給年金

テーマ	特別失踪者における未支給年金請求について
関連条文	厚生年金保険法第37条 国民年金法第19条 国民年金法施行規則第25条民法第30条、第31条
疑義内容	<p>乗船業務を生業とし、勤務のため乗船し、出航翌日に海難事故により行方知れずとなり、事故3日後に捜索を打ち切られた方が、特別失踪宣告を受けた場合の未支給年金の取扱いについてお伺いします。</p> <p>本件の場合、死亡したとみなされるのは「危難の去りたる時」となるので、行方不明になってから死亡とみなされるまでが短期間のため、未支給の要件である「生計同一」があると取り扱ってよいでしょうか。</p> <p>また、遺族厚生年金については事故報告に基づき死亡推定にて支給決定が行われています。未支給年金についても海難事故による失踪の場合、事故日を死亡日と取り扱ってよいからお伺いします。</p>
回答	<p>国民年金法第18条の2の規定では、「船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった際現にその船舶に乗っていた者若しくは船舶に乗っていてその船舶の航行中に行方不明となった者の生死が3箇月間分らない場合又はこれらの者の死亡が3箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分らない場合には、死亡を支給事由とする給付の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった日又はその者が行方不明となった日に、その者は、死亡したものと推定する。」としていますが、同法第18条の3の規定では、失踪の宣告を受けたことにより死亡したとみなされた者に係る死亡を支給事由とする給付の支給に関する規定の適用については、第37条、第37条の2、第49条第1項、第52条の2第1項及び第52条の3第1項中「死亡日」とあるのは「行方不明となった日」とし、「死亡の当時」とあるのは「行方不明となった当時」とする。」としており、同法第19条については含まれていません。</p> <p>また、厚生年金保険法第59条の2の規定では、「船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった際現にその船舶に乗っていた被保険者若しくは被保険者であった者若しくは船舶に乗っていてその船舶の航行中に行方不明となった被保険者若しくは被保険者であった者の生死が3月間わからない場合又はこれらの者の死亡が3月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族厚生年金の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった日又はその者が行方不明となった日に、その者は、死亡したものと推定する。」としており、同法第37条については含まれていません。</p> <p>よって、本件の死亡日は、民法第31条の規定による「その危難が去った時」となり、死亡日に生計を同じくしていなければ未支給年金は支給されません。</p>

テーマ	未支給年金請求の可否について
関連条文	国民年金法第19条民法第727条、第809条
疑義内容	<p>下記事例において、未支給年金を請求できる孫にあたるかご教示願います。</p> <p><事例> 受給者 A 子（平成23年死亡） A 子の養子 B 男（昭和62年死亡） B 男の養子 C 子</p> <p>A 子と B 男の養子縁組日昭和48年7月9日 B 男と C 子の養子縁組日昭和48年7月10日</p> <p>今回、受給者 A 子が死亡したことにより、未支給年金の相談が C 子よりありました。</p>
回答	<p>本件については、C 子は、A 子からすれば B 男の子、すなわち孫としての身分を有しているため、未支給請求者の範囲に含まれます。</p> <p><参考> 養子は縁組の日から養親の嫡出子たる身分を取得する（民法第809条）。養子縁組によって、養親と養子との間で親子関係が発生することは当然であるが、さらに養子と養親の血族との間にも法定血族関係が発生する（民法第727条）。</p> <p>「嫡出子たる身分」の取得とは、父母の婚姻中に出生した子と同じ地位を取得するとの趣旨であるが、その身分を取得する時期は縁組が効力を生ずる時である。なお、縁組後に出生した養子の子は、養親からすれば自分の子の子という扱いになる（大判昭19.6.22）。</p>

テーマ	東日本大震災により行方不明となった者の死亡推定の取扱いについて
関連条文	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第97条、第99条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令年管管発0607第5号 給付指2011-169
疑義内容	遺族年金等の請求者の同順位者や先順位者が行方不明である場合、申立書等により死亡推定できるでしょうか。
回答	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第97条及び第99条における「死亡に係る給付の支給に関する規定の適用」の範囲については、先順位者及び同順位者である行方不明者が死亡したものと推定されることにより、後順位者等に受給権が発生する場合には、当該行方不明者も含まれると解釈することができます。 また、ご照会のように、先順位者の死亡推定を行うような場合については、給付指2011-169に基づき、行方不明となった先順位者の死亡推定を行ってください。

テーマ	生計維持関係の認定における「第三者の証明書」の第三者の範囲について
関連条文	平成23年3月23日年発0323第1号
疑義内容	<p>生計維持関係等の認定基準につきましては、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号)にて示されているところですが、第三者の証明書の第三者については「民生委員…隣人等であって、受給権者、生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者の民法上の三親等内の親族は含まない。」とあります。</p> <p>未支給請求に際して、請求者の内縁の妻が「三親等内の親族以外の者」として第三者の証明書の第三者として認められるのかどうか照会します。</p>
回答	<p>第三者の範囲を三親等内の親族以外とした趣旨は、近親間で利害関係があると推測される者を除外し、証明事項の信憑性を担保するとともに、これまで曖昧であった「第三者」の範囲を統一することにあります。</p> <p>第三者の範囲については、通知上の取扱いである「民法上の三親等内の親族以外」を厳格に適用するものとし、内縁の妻は親族ではないため、第三者の証明書の第三者として認めています。</p>

テーマ	未支給請求者の範囲について
関連条文	国民年金法第19条厚生年金保険法第37条民法第727条、第887条
疑義内容	<p>国民年金法第19条及び厚生年金保険法第37条では、年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金を請求することができるかとされています。</p> <p>そこで、次の場合に未支給請求者となり得るかご教示願います。</p> <p><事例>平成22年10月18日死亡した年金受給権者に、養子縁組した子の実子(いわゆる孫)がいて、年金受給権者が死亡当時、その者と一緒に住んでおり、生計同一でした。</p> <p>しかし、上記受給権者とその子の養子縁組した日が平成21年1月13日であり、養子縁組した子の実子(いわゆる孫)の生年月日は、昭和30年2月13日であり、養子縁組する前に生まれている子です。</p> <p>民法第727条【縁組による親族関係の発生】によると、養子と養親及びその血族との間においては、養子縁組の日から、血族間におけるのと同一の親族関係を生ずる。とあり、また民法第809条【嫡出子の身分の取得】において、養子は、縁組の日から、養親の嫡出子の身分を取得する。また、ただし、養子縁組前において、養子に子供がいた場合、養子の子と養親とは親族関係は生じない。とされており、養子縁組前に生まれている子については、親族関係は生じないとされているため、国民年金法第19条及び厚生年金保険法第37条に規定されている孫にあたるかあたらないかにつきまして、ご教示願います。</p>
回答	<p>養子縁組による親族関係の発生等については、民法第727条及び第809条に規定されていますが、判例において、「普通養子に縁組前の子があるときは、その子は養親との間に血族間におけると同一の親族関係を生じない。すなわち縁組前の養子の直系卑属は、養親との間に血族関係を生じない」としています(大判昭和7・5・11民集11・1062)。</p> <p>よって、国民年金法第19条第1項及び厚生年金保険法第37条第1項に規定する孫には該当しません。</p>

テーマ	同順位者の未支給年金請求について
関連条文	厚生年金保険法第37条、国民年金法第19条、国民年金法施行規則第25条
疑義内容	<p>同順位者の未支給年金請求について、照会します。</p> <p>母親の死亡のため、長男からの請求により未支給年金支払の処理を進めていました。しかし、三男からも請求があったため、同順位者が請求済として返戻したところ、「同居し認知症のある母親の生活の面倒をみてきたのは自分である。」として異議申立がありました。</p> <p>双方に再度それぞれ未支給請求書を返戻し、請求者を統一するための話し合いを行っていただくようお願いしましたが、話し合いは行われることなくそれぞれから再度請求書が提出されました。請求者をいずれか一方にさせていただくよう依頼していますが、兄弟間で話し合いができない状態のため、支給決定が行えない状況です。</p>
回答	<p>本件は、生計同一が確認できる同順位の2人からの請求であることから、生計同一が確認できた場合は、先に申請した長男からの請求を同順位である他の方からの請求を含む全員のための請求とみなし、支給決定して差し支えないと判断します。</p>

テーマ	老齢基礎（厚生）年金受給権者を故意に死亡させた者への未支給年金の支給について
関連条文	国民年金法第19条、第71条厚生年金保険法第37条、第73条の2、第76条
疑義内容	妻が老齢基礎(厚生)年金受給権者である夫を故意に死亡させた場合、厚生年金保険法第76条に該当するため遺族厚生年金の支給は行われませんが、未支給年金についても、同法第73条の2により同様に取り扱ってよいのでしょうか。また、その場合には、次順位者である子に支給してもよいのでしょうか。
回答	<p>国民年金法第71条及び厚生年金保険法第76条において、故意に被保険者を死亡させた場合は、遺族基礎年金、遺族厚生年金は支給しないと規定されています。</p> <p>未支給年金と未支給の保険給付は、保険給付の制限の対象となっていないことから、国民年金法第19条及び厚生年金保険法第37条により生計同一関係が確認できれば、故意に被保険者を死亡させた者であっても支給されます。</p> <p>したがって、本件の未支給年金は、子ではなく先順位者である夫を故意に死亡させた妻に支給されます。</p>

テーマ	相続人に係る未支給年金の請求について
関連条文	国民年金法第19条,第24条国民年金法施行規則第25条厚生年金保険法第37条、第41条厚生年金保険法施行規則第42条民法第887条・第896条
疑義内容	<p>死亡した受給権者と生計同一のない相続人について、未支給年金の請求は可能ですか。</p> <p><事例> 年金受給者Aの死亡により、生計同一関係のある子Bが未支給年金請求権者として生存していましたが、未支給年金請求前に子Bも死亡しました。Bの子供であるC(Bの相続人)にAと生計同一関係があれば次順位者として未支給請求者となりますが、今回の場合、CとAには生計同一関係はありません。</p> <p>Cの主張としては、Bが未支給年金請求前に死亡した場合、未支給年金請求権の移転(いわゆる次順位者への転給)に関する規定、条文等が無い以上、Bが死亡した後は、生計同一関係の有無にかかわらず民法第887条によりBの相続人であるCに未支給年金請求権が移転するのが相当ではないかとのことです。</p>
回答	<p>国民年金法第19条、厚生年金保険法第37条の規定により、国民年金、厚生年金保険の年金の受給権者が死亡したとき、その死亡した者に支給する給付で、まだ支給されていないものがある場合は、その者の配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹で、受給権者が死亡した当時に受給権者と生計同一であった方が、自己の名で未支給となっている給付の支給を請求できます。</p> <p>また、国民年金法第24条、厚生年金保険法第41条の規定により、給付を受ける権利は、一身専属のものであり、遺産相続の対象にはなりません。</p> <p>したがって、本件については、Cは自己の名で未支給年金を請求することはできませんが、CとAに生計同一関係がないことから、未支給年金を支給することはできません。</p>

(3) 死亡一時金、寡婦年金

テーマ	行方不明者に係る死亡一時金請求における生計同一認定について
関連条文	-
疑義内容	<p>平成18年〇月〇日から行方不明になっていた方が、平成23年〇月〇日に遺体で発見されたため、遺族から死亡一時金の請求がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡者は平成18年〇月〇日から行方不明。 ・平成23年〇月〇日に白骨化した遺体となって発見。 ・請求者は、行方不明当時、別居していた長男。 <p>死亡一時金の請求について、戸籍、住民票ともに死亡年月日不詳の場合には遺体発見日をもって死亡日とする取扱いです。また生計同一の認定にあたっては、死亡年月日が失踪宣告の場合ではない行方不明中の死亡の場合には、死亡の当時(遺体発見日)の生計同一を判断することになります。</p> <p>行方不明後も生計を同じくしているとは通常では考えられないと思いますが、今回の請求者については、死亡者が行方不明当時から遺体が発見されるまでの間、国民健康保険料を払い続けていました。</p> <p>国民年金法第52条の3第1項により「死亡一時金を受けることができる遺族は…その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの…」とされており、年給指2011-115には、「いずれか片方でも経済的援助の実態が認められる場合には、生計同一関係にあるものとして認められます。」とあります。以上のことより、死亡一時金の支払は可能と考えてよいでしょうか。</p>
回答	<p>本件については、生計を同じくするものとして認められないため、死亡一時金を支給することはできません。</p>

テーマ	死亡一時金の請求について
関連条文	-
疑義内容	<p>昭和39年6月21日に遺書を残して行方不明になった者の家族が生存を信じて国民年金保険料を納付していたが、今回、失踪宣告の届出をした結果、「死亡とみなされる日：昭和46年6月21日」「失踪宣告の裁判確定日：平成19年9月29日」と戸籍に記載された。</p> <p>この場合の死亡一時金の請求の可否と可の場合の死亡一時金の金額は。</p> <p><事務局の見解> 時効起算は、失踪宣告の裁判確定日から2年と考えられることから死亡一時金の請求は可能。</p> <p>この場合の死亡一時金の決定金額は、死亡とみなされる日が受給権発生日となることから、死亡とみなされる日現在の金額で決定することとなる。</p>
回答	<p>当事例の場合、死亡一時金の消滅時効は、失踪宣告により死亡とみなされた日(昭和46年6月21日)の翌日から進行することとなります。</p> <p>また、受給者が行方不明になり、生死が7年間明らかでなければ、残された遺族(利害関係人)は何時でも失踪の宣告の手続きをすることができます。</p> <p>しかしながら、死亡一時金については、いわゆる掛け捨て防止の考え方に立って、一定期間加入したが、年金給付を受けることなく亡くなった方に対して一定の金額を支給するものであることを踏まえ、失踪宣告の審判の確定日の翌日から2年以内に死亡一時金の請求があった場合は、個別に死亡一時金の支給の可否を判断することとなります。</p> <p>なお、死亡とみなされる日が平成19年7月7日以降の場合、失踪宣告の審判の確定日の翌日から2年以内に死亡一時金の請求があった場合は、時効を援用せず死亡一時金を支給することとします。</p> <p>また、死亡とみなされる日が死亡一時金の受給権発生日となることから、その金額は、死亡とみなされる日現在の金額で決定することとなります。</p>

収録されている疑義照会は日本年金機構のホームページに掲載されているものと同様です。

2. 本人確認

ここでは日本年金機構が策定する年金相談マニュアルの中から「本人確認」の取扱いを紹介します。

日本年金機構では、個人情報を確認せずに、「年金制度」や「手続き方法」等の一般論に限定して相談を行う形態を「一般相談」と呼んでいます。

一方、年金記録やプライバシーに関わる個人情報を確認したうえで、個別具体的な内容まで踏み込んで相談を行う形態を「個別相談」と呼んでいます。

「個別相談」を行う場合には「本人確認」を実施します。

市区町村での年金関係手続きについても、なりすまし防止の観点から、引き続き適正な本人確認を行うべく、以下に記載した事項も参考にしてください。

(1) 本人への個別相談

● 次の①又は②を確認できたときは、本人として個別相談Point 1 に応じることができる。

① 日本年金機構から本人に交付された文書Point 4 のいずれか1つを持参した場合

次のア及びイを突合し、すべての内容が一致すること。

ア 年金相談・手続受付票に記載されている各項目

イ 窓口装置で確認できる記録

<注意>

文書を交付するとき及び個人番号による年金相談や照会を受けるときは、本人確認書類Point 5 の確認が必要となる。

② 本人確認書類Point 5 を持参した場合

次のア及びイと、持参した本人確認書類を突合し、すべての内容が一致すること。

ア 年金相談・手続受付票に記載されている各項目

イ 窓口装置で確認できる記録

(2) 本人以外への個別相談

本人以外の方からの相談の場合、来訪者の区分に応じた確認ができたときは、本人の代理人(受任者)として、個別相談Point 1 に応じることができる。

① 家族

● 次のア及びイを確認できたときは、個別相談Point 1 に応じることができる。

ア 委任状Point 6

イ 家族の本人確認書類Point 5

(次ページに続く)

(2) 本人以外への個別相談 (① 家族 つづき)

- 文書を交付するときは、委任状に「代理人（受任者）に交付を希望する」旨の記載があることを確認できた場合に応じることができる。
- 本人が、病気・けが等の身体的要因により、委任状が作成できない場合は、次のア～ウをすべて確認し、エについては可能な限り確認を行うことにより、個別相談に応じることができる。
- 文書を交付するときは、ア～エをすべて確認し、また日本年金機構から本人に交付された文書（相談対象者宛のもの）を確認できた場合に応じることができる。

ア 相談対象者との続柄が、次の（ア）～（ク）のいずれかであることの申立て

- （ア） 配偶者
- （イ） 子
- （ウ） 父母
- （エ） 孫
- （オ） 祖父母
- （カ） 兄弟姉妹
- （キ） （イ）～（カ）の配偶者
- （ク） 同居の親族（2親等以外を含む）

イ 相談対象者が障害者または施設入所者であり、かつ一般的に本人が来訪することが困難であると認められる事情Point 7 であること

ウ 家族の本人確認書類

エ 次の（ア）及び（イ）を窓口装置で確認できる記録と突合し一致する

- （ア） 相談対象者の氏名、生年月日、住所
- （イ） 家族の氏名、生年月日、住所

<注意>

- ・ 委任状を持参していない家族が、日本年金機構から本人宛に送付された通知書類等を持参している場合、その通知書等の記載内容に関する相談のときは、相談に応じること。
- ・ 通知書等に記載のない事業所名称、資格取得・喪失年月日、加入月数、標準報酬月額等の被保険者記録に関することや、年金額、支払額、受取先金融機関等の受給権者記録に関することについては、回答することはできない。

② 代理人（法定代理人以外）Point 9・10

- 次のア及びイを確認できたときは、個別相談Point 1 に応じることができる。

ア 委任状Point 6

イ 代理人の本人確認書類Point 5

- 文書交付をするときは、委任状に「受任者に交付を希望する」旨の記載があることを確認できた場合に応じることができる。

<注意>

代理人（受任者）に対しての年金手帳・基礎年金番号通知書の窓口での即時交付は禁止する。後日、受給者原簿に収録された住所（被保険者の場合は、基礎年金番号基本情報に収録されている住所）へ送付する。ただし、次の代理人（受任者）である場合に限り、即時交付を可能とする。

- ・ 社会保険労務士、社会保険労務士の代理の方
- ・ 法定代理人（法定代理人であることが分かる書類が必要）
- ・ 事業主、事業主の代理の事務員（事業主を通じて提出されたもの）

③ 親権者Point 10

- 次のア～ウをすべて確認できたときは、個別相談Point 1 及び文書の交付に応じることができる。

ア 次の（ア）又は（イ）の相談対象者の基礎年金番号を特定できるもの

（ア）年金相談・手続受付票に記載されている各項目と窓口装置で確認できる記録が一致している

（イ）日本年金機構から本人に交付された文書Point 4 など

イ 親権者であることを証明できる、戸籍全部事項証明書など（交付日から6 ヶ月以内のもの）

ウ 親権者の本人確認書類

④ 成年後見人等Point 10

- 次のア又はイを確認できたときは、個別相談Point 1 及び文書の交付に応じることができる。

ア 成年後見人等からの届出Point 11 があるときは、次の（ア）～（ウ）をすべて確認する。

（ア） 次の a 又は b の相談対象者の基礎年金番号を特定できるもの

a 年金相談・手続受付票に記載されている各項目と窓口装置で確認できる記録が一致している

b 日本年金機構から本人に交付された文書Point 4 など

（イ） 窓口装置で確認できる成年後見人等の住所・氏名 など

（ウ） 成年後見人等の本人確認書類Point 5

④ 成年後見人等Point 10 (つづき)

イ 成年後見人等からの届出Point 11 がないときは、次の(ア)～(ウ)をすべて確認する。

(ア) 次のa又はbの相談対象者の基礎年金番号を特定できるもの

a 年金相談・手続受付票に記載されている各項目と窓口装置で確認できる記録が一致している

b 日本年金機構から本人に交付された文書など

(イ) 次のa又はbの成年後見人等であることを証明できるもの(いずれも交付日から6ヶ月以内のもの)

a 法務局の登記事項証明書

b 裁判所の審判書の謄本及び確定証明書

(保佐人・補助人は裁判所・不在者財産管理人の審判書の謄本)

<注意>

保佐人・補助人・任意後見人については、財産管理の代理権が認められている場合に限る。

(ウ) 成年後見人等の本人確認書類

⑤ 施設・療養機関の職員

● 次のア～ウをすべて確認できたときは、被保険者記録に関する個別相談Point 1 に応じることができる。また、被保険者記録の情報のみ交付(再交付)に応じることができる。

ア 相談対象者が施設入所者であり、一般的に来訪することが困難であると認められる事情Point 7 があること

イ 次の(ア)～(ウ)のいずれか1つを確認

(ア) 家族から文書による相談依頼が施設・療養機関の職員に対してあること

(イ) 家族が本人に代わって相談することができない、次のa～cの状況が記された申立書があること

a 家族がいないか、又は家族がいることが確認できない

b 家族の所在が不明である

c 家族が本人に代わって相談することについての協力が得られない

(ウ) 家族が本人に代わって相談することができない、次のa～cの状況が聞き取りにより確認できたことを記録すること

a 家族がいないか、又は家族がいることが確認できない

b 家族の所在が不明である

c 家族が本人に代わって相談することについての協力が得られない

ウ 施設・療養機関職員の本人確認書類Point 5

(3) 死亡者の年金個人情報の個別相談

死亡者の記録に基づく年金相談は原則、遺族基礎年金・遺族厚生年金・未支給年金※・寡婦年金・死亡一時金の受給権を有すると判断される場合のみ個別相談Point 1 に応じることができる。

年金請求等にあたり、手続きに必要な相談対応については行う必要がある（行政手続法第7条、第8条）。請求等の相談の際に、戸籍や住民票が提示され、生計維持の確認に必要な書類を具備していると認められた場合は、手続きに必要な相談対応を行う。

しかし、死亡者の個人情報の提供については、遺族年金や未支給年金の支給決定後まで行うことはできないので注意すること。

対応にあたっては、年金相談と個人情報の提供との切り分けが必要なことに注意すること。なお、以下の条件に該当する場合は、個人情報の提供ができる。

① 遺族年金等の受給権者

● 次のア又はイを確認したときは、遺族年金等の金額を確定するために必要な最低限の個人情報の提供することができる。

<注意>

死亡者の個人情報の提供については、遺族年金や未支給年金※の支給決定後まで行うことはできない。

※ 未支給年金の受給権者のうち情報提供が可能となるのは、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹に限る。

ア 次の（ア）及び（イ）を確認できた場合

（ア）遺族の遺族年金等が決定済みであることを確認できる日本年金機構から交付した文書Point 4 を持参しているとき

（イ）遺族の本人確認書類Point 5

イ 日本年金機構から交付した文書を持参していないときは、次の（ア）～（ウ）を突合して一致し、遺族年金等の受給権者であることを確認できた場合

（ア）年金相談・手続受付票に記載されている各項目

（イ）窓口装置で確認できる記録

（ウ）遺族の本人確認書類Point 5

② 遺族年金等の受給権者以外の相続人

遺族年金等の受給権者以外の相続人に対しても、社会通念上必要な範囲であれば、死亡した者のプライバシーに配慮しつつ、一定の条件の下で死亡時の年金種類、年金額、最終に年金を振り込んだ金融機関の口座情報の提供が可能である。

ア 損害賠償請求権のある相続人

□ 次の（ア）～（オ）をすべて確認できたときは、損害賠償を受けるうえで必要となる文書（東京電力の損害賠償を受ける場合・自動車損害賠償補償法の保険金を受ける場合）として、年金額改定通知書やそれに代わる死亡前1年間の年金受給額に限定した文書の交付（再交付）に応じることができる。

- （ア） 本人（死亡者）の基礎年金番号
- （イ） 本人（死亡者）の氏名、住所、生年月日が分かるもの
- （ウ） 本人（死亡者）と相続人の続柄を確認できる戸籍全部事項証明書など
- （エ） 損害賠償を受け取る権利があることを証明する書類
- （オ） 相続人の本人確認書類Point 5

イ アスベスト被害者の相続人（国に損害賠償請求訴訟を提起する場合に限る）

□ 次の（ア）～（オ）をすべて確認できたときは、死亡者の被保険者記録照会回答票（制度共通096-1）を提供することができる。

- （ア） 本人（死亡者）の基礎年金番号
- （イ） 本人（死亡者）の氏名、住所、生年月日が分かるもの
- （ウ） 本人（死亡者）と相続人の続柄を確認できる戸籍全部事項証明書など
- （エ） 国に対して損害賠償訴訟を提起するため※に必要であることを証する書類（若しくは口頭にてその旨を確認）
- （オ） 相続人の本人確認書類Point 5

※ 依頼者が遺族年金等の受給権者でなく、他に遺族年金等の受給権者がおり且つ生存している場合は情報提供不可。

弁護士法第23条の2第2項に基づく照会があった場合や、石綿健康被害救済法に基づく補償を労働基準監督署から照会があった場合にも被保険者記録照会回答票（制度共通096-1）を提供することができる。

② 遺族年金等の受給権者以外の相続人（つづき）

ウ 相続財産管理人

- 次の（ア）及び（イ）を確認したときは、相続財産管理人と特定し、「被相続人（死亡者）の相続財産の調査に必要なもの」・「準確定申告用源泉徴収票」のみ文書の交付（再交付）に応じられる。

（ア） 相続財産管理人の本人確認書類

（イ） 次のa又はbの相続財産管理人であることを証明できるもの（いずれも交付日から6ヶ月以内のもの）

a 法務局の登記事項証明書

b 裁判所の審判書の謄本 など

エ 準確定申告を行う相続人

- 準確定申告を行う旨の申し立てがあった場合で、次の（ア）～（エ）をすべて確認できたときは、準確定申告を行う相続人と特定し、準確定申告用源泉徴収票の交付（再交付）に応じることができる。

（ア） 本人（死亡者）の基礎年金番号

（イ） 本人（死亡者）の氏名、住所、生年月日が分かるもの

（ウ） 本人（死亡者）と相続人の続柄を確認できる戸籍全部事項証明書など

（エ） 相続人の本人確認書類Point 5

オ 死亡者の財産や債権債務の確定を事由とする場合の相続人 □ 死亡者が保有していた不明な預貯金の口座確認等を目的として、相続人から年金額及び年金口座の変更履歴の提供依頼があった場合で、次の（ア）～（エ）をすべて確認できたときは、死亡者が受給していた年金の種類、年金額変更履歴、年金受給口座情報変遷の提供が可能である。

（ア） 本人（死亡者）の基礎年金番号

（イ） 本人（死亡者）の氏名、住所、生年月日が分かるもの

（ウ） 本人（死亡者）と相続人の続柄を確認できる戸籍全部事項証明書など

（エ） 相続人の本人確認書類Point 5

カ 死亡者の年金にかかる返納金の返済義務者

- 次の（ア）～（ウ）すべてについて確認できた場合は、返納金にかかる年金額や年金振込の金融機関、口座情報の提供に応じることができる。

ただし、返納通知は、未支給・死亡届の提出者に送付されるため、返納告知を受けた者が返済義務者と必ずしも同一人ではないので注意する。

（ア） 死亡者の返納通知を持参しており、かつ返納金の返済義務者であること

（イ） 死亡者と届出（相続）人の続柄を確認できる戸籍全部事項証明書など

（ウ） 届出（相続）人の本人確認書類Point 5

③ 死亡者の遺族から年金記録照会申出書が提出された時の対応
(遺族年金等が決定されていない場合)

- 遺族年金等の権利確認のため、遺族から「年金記録照会申出書」が提出された場合は、次のア～ウすべてについて確認したうえで受付を行う。

ア 戸籍謄本又は戸籍抄本により死亡者との続柄
イ 死亡時において生計同一（維持）関係にあったこと
ウ 申出者の他に先順位者がいないこと

<注意>

イ・ウについては、受付時には口頭確認のみでよい。調査結果、遺族年金等の受給権の発生の有無により、その後の対応が異なる。

Point!1**一般相談と個別相談**

(一般相談)

「一般相談」とは、窓口装置等で確認できる個人情報を用いずに相談を行うもので、窓口に来所されているお客様の本人確認は不要。

本人確認書類をお持ちでない方や、委任状をお持ちでない方に対しては、「一般相談」として「年金制度」や「手続き方法」等について相談を行う。

(個別相談)

窓口装置等で確認できる個人情報に基づいて相談を行うもので、お客様の本人確認が必要。

Point!4**日本年金機構から本人に交付された文書**

日本年金機構が国民に対して送付する文書には様々なものがある。

しかし、ただ単に日本年金機構から郵送されたものが日本年金機構から本人に交付された文書に該当するものではない。

主な例として、基礎年金番号、年金コードが記載された

- ① 年金手帳
- ② 年金証書
- ③ 改定通知書
- ④ 振込通知書
- ⑤ 支給額変更通知書
- ⑥ 年金請求書（ターンアラウンド）

などの他に、窓口装置で照会番号又はお客様のお問い合わせ番号を入力することにより、基礎年金番号を確認することができる

- ①'ねんきん定期便
- ②'年金記録の再確認のお願い

などを日本年金機構から本人に交付された文書とみなす。

個人情報の不正取得が原因となる案件が発生しているため、日本年金機構から本人に交付された文書の原本であっても、相談時の対応には細心の注意を払うことが必要。

Point!5

本人確認書類の一般例

1つの提示で足りるもの

- 個人番号カード
- 運転免許証（運転経歴証明書）
- 住民基本台帳カード（写真付きのもの）
- 旅券（パスポート）
- 身体障害者手帳
 - ・精神障害者保健福祉手帳
 - ・療育手帳
- 特別永住者証明書
 - ・在留カード
- 国又は地方公共団体の機関が発行した資格証明書（写真付きのもの）
 - ・船員手帳
 - ・海技免状
 - ・小型船舶操縦免許証
 - ・猟銃・空気銃所持許可証
 - ・戦傷病者手帳
 - ・宅地建物取引士証
 - ・電気工事士免状
 - ・無線従事者免許証
 - ・認定電気工事従事者認定証
 - ・特種電気工事資格者認定証
 - ・耐空検査員の証
 - ・航空従事者技能証明書
 - ・運航管理者技能検定合格証明書
 - ・動力車操縦者運転免許証
 - ・教習資格認定証
 - ・検定合格証
（警備員に関する検定の合格証）

2つ以上の提示が必要なもの
（異なる○印の組み合わせが必要です）

- 被保険者証、組合員証（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、介護保険、共済組合）
- 児童扶養手当証書、特別児童手当証書
- 住民基本台帳カード
（写真付きでないもの）
- 公的年金（企業年金、基金を除く）の年金証書又は恩給証書
- 年金手帳
- 日本年金機構が交付した通知書※
 - ・年金額改定通知書
 - ・年金振込通知書等
- 金融機関又はゆうちょ銀行の預（貯）金通帳、キャッシュカード、クレジットカード（個人番号の提供を受ける場合の身元確認には使用できない）
- 印鑑登録証明書
- 学生証（写真付きのもの）※
- 国、地方公共団体又は法人が発行した身分証明書※（写真付きのもの）
- 国又は地方公共団体が発行した資格証明書※（写真付きのもので左記に掲げる書類以外のもの）

※ 「①氏名」、「②生年月日又は住所」が記載されたものに限る。

- ・資格（身分）証明書（公的機関等が発行する証明書で、氏名、住所、生年月日、顔写真など、個人を特定する情報を記載、貼付した有効期限内のもの）は原本の提示が必要。写しや画像は認められない（郵送の場合を除く。）。
- ・なお、例示にないものであっても内容を確認し、例に相当すると認められるものは「本人確認書類」とすることができる。
- ・上記書類は、「金融機関又はゆうちょ銀行の預（貯）金通帳等」を除いて個人番号の提供を受ける場合の身元確認書類として取り扱う。

Point!6

委任状

お客様が本人ではないときで相談対象者の個別年金相談Point 1を行うときは、お客様が委任者（本人）の真正な委任を受けた代理人であることを、委任状によって委任者（本人）の意思を確認する。

そのため委任状は、次の項目すべての記載等があることが必須。

- ① 作成年月日
- ② 委任者（本人）が被保険者のときは基礎年金番号※
委任者（本人）が受給者のときは基礎年金番号※・年金コード
- ③ 委任者（本人）の署名・押印
- ④ 委任者（本人）の生年月日・住所
- ⑤ 委任する相談の内容
- ⑥ 代理人（相談者）の氏名・住所・委任者（本人）との関係
- ⑦ 相談対象者が死亡者のときは次の項目
 - ア. 死亡者の基礎年金番号
 - イ. 死亡者と委任者（本人）との続柄
 - ウ. 死亡者の氏名
 - エ. 死亡者の生年月日

※ 委任者（本人）の基礎年金番号が不明のため未記入であったとしても、代理人（相談者）がねんきん定期便などの日本年金機構から本人に交付された文書Point 4 を持参し、かつその文書の照会番号で基礎年金番号が確認できるときは、年金相談・^{Point 4} 手続受付票の余白に照会番号を窓口担当者が朱書きで記入することで委任状への基礎年金番号の記入に代えることができる。

委任状【委任者（ご本人）】の氏名欄は、署名・押印を必ず本人が行うこととしているが、相談対象者が視覚障害者等のときで、代理人が持参した委任状の氏名欄が代筆のときは、電話等により委任者（本人）の意向を確認すること。

なお、年金相談においては、法人を代理人にすることを認めていない。

Point!7**本人が来訪することが困難であると認められる事情**

来訪することが困難な事情については、ただ単に相談対象者（本人）が障害者、介護保険サービスを受けられる施設への入居者や怪我や病気により療養機関に入院していれば該当するものではない。

日常生活を営むうえで年金事務所に来訪し、相談をすることが困難だと一般的にみて納得できる具体的な理由が必要となる。

そのため、それらの事情を確認するために、次の書類の提示を求めるとともに、相談のなかで状況や程度の聞き取りを行い判断すること。

① 心身に障害がある者

次のア～エのいずれか1つを確認する。

- ア. 身体障害者手帳
- イ. 要介護認定の通知書
- ウ. 精神障害者保健福祉手帳
- エ. 療育手帳等

② 施設入所者・医療機関入院者

施設長・医療機関長の証明または診断書（写し可）

Point!8**交付（再交付）ができるもの・できないもの****（交付（再交付）ができるもの）**

- ① 年金証書
- ② 年金手帳※ 1
- ③ 各種通知書・証明書（④～⑥を除く）
- ④ 準確定申告用源泉徴収票※ 2
- ⑤ 給付証明書※ 2
- ⑥ 支給額変更通知書（再交付）※ 2
- ⑦ 船員保険の仮年金番号に収録された被保険者記録など

※1 ②の年金手帳（基礎年金番号通知書を含む）については、代理人（受任者）への窓口での即時交付ができない。登録されている本人の住所に郵送する。
なお、その他の交付物についても即時交付の際は、本人及び代理人確認を確実に
行う。

※2 ④の平成21年以前のもの及び⑤・⑥については、年金事務所で作成できないため、
日本年金機構（本部）へ依頼する。

（交付（再交付）ができないもの）

- ① 相談対象者の記録以外の情報（配偶者の記録など）
- ② 日本年金機構以外の機関が決定した次の情報
 - ア. 雇用保険関係
 - イ. 共済給付関係
 - ウ. 特別徴収関係
 - エ. 住民基本台帳関係など

Point!9

社会保険労務士

社会保険労務士の業務の範囲については、社会保険労務士法（社労士法）第2条に規定されており、同法第2条別表第一に掲げる労働及び社会保険の関する法令に基づき、本人が行う申請及び届出等に関して「申請書の作成」、「提出代行」、「事務代理」等を行うことになっている。

ほとんどのケースは委任状Point!6が提示されるが、申請及び届出書等の所定の様式に提出代行者又は事務代理者の表示があり、社会保険労務士の名称を冠した記名押印または署名があるときは、委任状の提示は必要ない。

なお、年金請求書の提出と同時に年金記録の交付や年金額試算を求められるときは、原則として委任状の提示が必要となる。ただし、年金記録の交付や年金見込額試算それぞれの申請様式（任意作成したもので可）に事務代理者の表示をしたものを提出すれば、委任状の提示は必要ない。

また、代理人で来訪した相談者が社会保険労務士で、身分証明書を持参していないときは、全国社会保険労務士会連合会が発行した社会保険労務士証票（写真付）、前記証票の持参がないとき、又は証票に貼付された写真が古い等の理由により本人確認が困難なときは、都道府県社会保険労務士会が発行した会員証または職員証明書（写真付）により確認することも可能。

文書の交付（再交付）Point 8については、申請及び届出書等に社会保険労務士の提出代行者又は事務代理者の表示がある場合は、委任状がなくても窓口交付ができる。

社会保険労務士の提出代行と事務代理

業務	内容
提出代行 社労士法2①-1の2	申請等の書類を提出するまでの行為（機構への説明、質問回答、提出書類に必要な補正等）ができる。 提出代行者であることは、申請等の所定の様式に「 提出代行者 」の表示をし、かつ社会保険労務士の名称を冠した記名押印または署名することで表明する。
事務代理 社労士法2①-1の3	申請等、審査請求、異議申立及び調査若しくは処分に関する主張または陳述等の行為ができる。 事務代理者であることは、委任状または契約書の提示若しくは申請等の所定の様式に「 事務代理者 」の表示をし、かつ社会保険労務士の名称を冠した記名押印または署名することで表明する。

Point!10 法定代理人

法定代理人は、代理人の一種で法律により代理権を定められた人。本人が代理権を与えることなく、法律により代理権が与えられる点が、（任意）代理人と異なる。

（法定代理人の種類）

- ① 親権者
- ② 未成年後見人
- ③ 成年後見人
- ④ 代理権付与の審判がなされた保佐人
- ⑤ 代理権付与の審判がなされた補助人
- ⑥ 不在者財産管理人
- ⑦ 相続財産管理人

（親権者）

親権者とは、未成年者（満20歳未満の者で婚姻をしたことがないもの）に対して親権を行うもののことで、その者の父母であることが原則だが、養子や離婚、認知等によりその他の者が親権者となる場合がある。

〔民法第818条参照〕

（未成年後見人）

親権者の死亡等のため未成年者に対し親権を行う者がいない場合には、遺言により指定されている場合を除き、家庭裁判所が申立てにより未成年後見人を選任する。

未成年後見人とは、未成年者（未成年被後見人）の法定代理人であり、未成年者の監護養育、財産管理、契約等の法律行為などを行う。

〔民法第839条参照〕

（成年後見人・保佐人・補助人）

成年後見制度とは、判断能力（事理弁識能力）の不十分な成年（認知症を発症した高齢者、知的障害者、精神障害者など）を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに本人のために法律行為を行い、又は本人による法律行為を助ける者を選任する制度。

家庭裁判所の審判による「法定後見」と、本人の判断能力が十分なうちに候補者と契約をしておく「任意後見」がある。

〔民法第843条参照〕

(1/2)

Point!10(続き)

法定代理人

(不在者財産管理人)

従来住所または居所を去り、容易に戻る見込みのない人（不在者）に財産管理人がいないとき、家庭裁判所は申立てにより、不在者自身や不在者の財産について利害関係のある第三者の利益を保護するため、財産管理人選任等の処分を行うことができる。

選任された不在者財産管理人は、不在者の財産を管理、保存するほか、家庭裁判所の権限外行為許可を得たうえで、不在者に代わって遺産分割、不動産の売却等を行うことができる。

〔民法第25条参照〕

(相続財産管理人)

相続人の存在、不存在が明らかでないとき（相続人全員が相続放棄をして、結果として相続する人がいなくなったときも含む）、家庭裁判所は申立てにより、相続財産の管理人を選任する。

相続財産管理人は、被相続人（死亡者）の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして清算を行い、清算後残った財産を国庫に帰属させることになる。

〔民法第918条、943条、952条参照〕
(2/2)

成年後見の種類

	法定後見制度（家庭裁判所に審判の申立が必要）			任意後見制度
	後見	保佐	補助	
対象となる方	判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方	判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ契約により「誰に」、
成年後見人の権限（必ず与えられる権限）	財産管理に関する全般的な代理権、取消権（日常生活に関する行為を除く）	特定の事項※1についての同意権※2、取消権（日常生活に関する行為を除く）	—	「どのような支援をしてもらうか」を決めておくことができる
申立てができる方	本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、市区町村長など			本人

※1 民法13条1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項を指す。

※2 本人（被保佐人）が特定の行為を行う際に、その内容が本人（被保佐人）に不利益ではないかを検討し、問題がない場合に同意（了承）する権限。

Point!11 法定代理人の届出

親権者を除く法定代理人は、法定代理人の権限の範囲内で本人に代わって届出内容の変更を申し出ることができる。

年金事務所は法定代理人から「年金受給権者通知書等送付先・受取機関・口座名義変更申出書住民基本台帳による住所の更新停止・解除申出書」を受け付けたときは、

（要領第118号）成年後見人等からの届出に関する事務処理要領に基づき処理を行い、処理が完了したときは届け出た内容を窓口装置で確認できる。年金相談マニュアルでは、処理が完了した状態を「法定代理人からの届出があるとき」としている。

3. 原本還付の取扱い

年金の請求以外の目的で使用することがある書類について、来庁者から原本の返却の申出があった場合は、まず原本を提示いただき、そのコピーは取得した上で、来庁者へ原本を返却する取扱いとしています。

この取扱いについて整理したのが、「年金請求書等添付する住民票及び戸籍本の取扱いに関するQ & A」となります。

Q 1 コピーを原本に代えて添付できる書類（原本証明した上で、原本を返却できる書類）とは、どのような書類なのでしょう。

A 1

請求者等から、次の①又は②に掲げる書類等の提示がなされ、原本の返却を求める旨の申出があった場合には、原本をコピーして、当該コピーに原本証明した上で、請求者等へ原本を返却してください。

①公務員がその作成権限に基づき職務の執行として作成した公文書（年金証書、被保険者証、行政処分通知書、外国人登録証明書及びパスポート等その他本人が所持すべきものは除く）

＜例＞ 住民票（除票）の写、戸籍（除籍）謄本（抄本）、外国人登録原票記載事項証明書、所得証明書、（非）課税証明書、居住証明書、在留資格証明書等

【注1】年金請求等に用いることを目的として、条例等に基づき、市区町村役場が交付手数料を免除又は減免した上で交付する戸籍等の公文書にあっては、必ず原本の添付を求めてください。

例えば、次の記載例にあるような表示が戸籍等に付されている場合には、必ず原本の添付を求めてください。

＜記載例＞

○年金用、国民年金用、年金手続用、公的年金手続用、特別法

○この証明は戸籍手数料に関する特別法の規定に基づく戸籍に関する証明と同一の目的に使用するために交付するものです。

○この証明は公的年金手続用です。他の目的では使えません。 等

【注2】公務員が作成したものであっても、その職務権限に基づき、職務の執行として作成したものといえない場合には、必ず原本の添付を求めてください。

②法人印又は代表者印を付した上で法人が証明する私文書（契約書及び領収証等その他本人が所持すべきものは除く）

＜例＞ 源泉徴収票、在籍証明書 等

【注3】法人が証明したものであっても、年金請求等に用いることを目的として作成したものといえる場合には、必ず原本の添付を求めてください。

Q 2 コピーを原本として添付できる書類（原本を返却できる書類）とは、どのような書類なのでしょうか。

A 2

次の①から③に掲げる書類等にあつては、当該書類等のコピーの提出を求めてください。請求者等から、原本の提示がなされ、原本をコピーした場合でも、原本証明を省略して差し支えありません。

ただし、Q 1・A 1の①又は②に該当する書類等にあつては、原本をコピーして、当該コピーに原本証明した上で、請求者等へ原本を返却してください。

- ①年金証書、被保険者証、処分通知書、外国人登録証明書及びパスポート等その他本人が所持すべき公文書
- ②契約書及び領収証等その他本人が所持すべき私文書
- ③国民年金法施行規則や通知等において「〇〇の写し」と規定されている書類等

Q 3 原本を添付する書類（原本を返却できない書類）とは、どのような書類なのでしょうか。

A 3

年金請求等に用いることを目的として、公の職務又は私人の立場において、署名又は押印が付されている私文書にあつては、必ず原本の添付を求めてください。

<例> 医師又は歯科医師の診断書、生計維持関係の事実に関する第三者証明 等

Q 4 請求者等に対して、その都度、原本の返却に係る意思を確認する必要があるのでしょうか。

A 4

Q 1・A 1に該当する書類等にあつては、申出があつた場合に限って返却を認めるものであり、その都度、返却に係る意思を確認する必要はありません。

Q 2・A 2に該当する書類等にあつては、申出がなくても原本を返却してください。

Q 5 原本証明の方法を具体的に教えてください。

A 5

次の①又は②に掲げる方法により原本証明してください。

ただし、次の①に該当する場合でも、次の②に掲げる方法により原本証明して差し支えありません。

①窓口等において職員等が原本を確認した上で、即時に原本を返却する場合

原本の添付義務が課されており、現に原本を所持しているのは請求者等であることから、請求者等をコピーの名義人（作成者）とする方法により原本証明してください。

原本のコピーに対して、請求者等が「〇〇の原本と相違ない」旨の認証文言を付記して記名押印（自署の場合には押印省略可）した上で、原本を確認した職員等が「提示された原本と相違ないことを確認した」旨の事跡を付記して記名押印してください。

また、請求者等の代理人が原本証明をする場合は、請求者等の代理人が「原本と相違ない」旨の認証文言を付記した上で、記名押印していることを確認してください。

請求者等の代理人が社会保険労務士であり、請求書等に「事務代理者」の表示がある場合には、当該事務代理に係る社会保険労務士の名称を冠して記名押印してください。

<例 1> 請求者において原本証明、職員において原本確認

この写しは、〇〇の原本と相違ありません。

平成〇年〇月〇日

《請求者名》㊟（自署の場合には押印省略可）

この写しは、提示された原本と相違ないことを確認しました。

平成〇年〇月〇日

日本年金機構 〇〇年金事務所 お客様相談室 《職員名》㊟

<例 2> 代理人において原本証明、職員において原本確認

この写しは、〇〇の原本と相違ありません。

平成〇年〇月〇日

代理人《代理人名》㊟

この写しは、提示された原本と相違ないことを確認しました。

平成〇年〇月〇日

日本年金機構 〇〇年金事務所 お客様相談室 《職員名》㊟

②郵送で原本を受理した場合や事後に原本の返却を求める旨の申出があった場合等

現に原本を所持しているのは年金事務所、事務センター又は街角の年金相談センター等であることから、その所属長をコピーの名義人（作成者）とする方法により原本証明してください。

原本のコピーに対して、所属長において「原本と相違ない」旨の認証文言を付記して職名を記名した上で、所属長の公印を押印してください。

なお、街角の年金相談センター等においては、所属長の公印を所持していないことから、所属長（センター長）の私印と併せて受付印を押印する取扱いとしております。

<例3> 年金事務所長において原本証明

この写しは、提示された原本と相違ありません。

平成〇年〇月〇日

日本年金機構 〇〇年金事務所長

事務所
長の印

<例4> 事務センター長において原本証明

この写しは、提示された原本と相違ありません。

平成〇年〇月〇日

日本年金機構 〇〇事務センター長

センター
長の印

<例5> 街角の年金相談センター長において原本証明

(受付印：参考例)

受付

2012.01.11

日本年金機構
街角の年金相談センター
〇〇

この写しは、提示された原本と相違ありません。 ㊟

↑
センター長の私印

Q 6 謄本はホッチキスで綴られておりますが、コピーする際に当該謄本を綴っているホッチキスを外してもよろしいのでしょうか。

A 6

原本としての証拠価値を失ってしまうので、絶対に外してはいけません。

謄本は綴られたもの全体が「一つの原本」として証拠価値を有する文書であり、その全体に対して「原本と相違ない」旨の認証文言が付されております。

また、謄本は「通し穴」で打ち抜かれており、バラバラにした時点で元に戻すことができない仕掛けとなっております。

したがって、謄本等の連続した書類一式が原本として提示された場合には、面倒でもホッチキス等を外さずに、そのままの状態のコピーしてください。

Q 7 「年金請求書等」の範囲を教えてください。

A 7

「業務処理マニュアル（年金給付）」に規定される全ての請求書等が対象となります。

Q 8 市区町村役場に対して、本件取扱いについて、どのように周知すればよろしいのでしょうか。

A 8

原則として、「Q 5・A 5の①」の方法により原本証明するよう勧奨してください。

市区町村役場が「Q 5・A 5の②」の方法により原本証明する場合には、「通常業務における年金給付事務に係る最終の決裁権限を有する者」において、「原本と相違ない」旨の認証文言を付記して職名を記名した上で、当該職名の公印を押印いただくよう勧奨してください。

なお、本件取扱いの周知に当たっては、市区町村役場に対して、このQ & Aを情報提供しても差し支えありません。

テーマ	統合共済期間と厚生年金期間を有する者の遺族年金の決定について
関連条文	厚生年金保険法第60条厚生年金保険平成8年改正法附則第5条、第11条、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成9年3月28日政令第85号）第17条
疑義内容	厚生年金の加入記録がなく、旧三共済の加入期間249カ月を有して退職年金を受けていた者が平成12年に死亡され、妻に遺族厚生年金が支給されています。今回、死亡者に5カ月の厚生年金が判明したが、遺族厚生年金はその期間を含めて裁定できるかご教示願います。
回答	厚生年金保険法附則(平8)第11条1項および平成9年経過措置政令第17条第3項八によると、旧三共済の退職年金を受けていた者が平成9年4月1日以降に死亡された場合は、遺族厚生年金が支給されます。 厚生年金保険法附則(平8)第5条によると、旧三共済組合員期間は、厚生年金の被保険者であった期間とみなすこととなります。年金額については、厚生年金保険法第60条1項によると、遺族厚生年金の額は、死亡された者の被保険者期間を基礎として計算することから、旧三共済組合員期間と後に判明した5カ月の厚生年金の被保険者期間を含め、遺族厚生年金を裁定することとなります。

テーマ	子の遺族年金の支給停止解除について
関連条文	国民年金法第20条、第41条第2項厚生年金保険法第66条、第38条第1項
疑義内容	<p><事例> 妻（遺族基礎・遺族厚生年金を受給中） 子（遺族基礎・遺族厚生年金は妻が遺族基礎・遺族厚生年金受給のため支給停止中）</p> <p>遺族基礎・遺族厚生年金を受給中の妻が、障害年金または老齢年金の受給権を取得し、遺族年金以外の他年金を選択受給することになった場合、子の遺族年金の支給停止を解除することができるのでしょうか。子の遺族基礎年金については、国民年金法第41条により母と生計維持関係にあるため、支給停止することになりますが、遺族厚生年金については、厚生年金保険法第66条1項により妻が受給権を有する期間は子の遺族厚生年金は支給停止すると記載されています。妻の遺族厚生年金が支給停止されている期間においても子の遺族厚生年金は支給停止すると解釈してよろしいでしょうか。</p> <p>なお、厚生年金保険法第66条ただし書については、本件との関係はないと考えます。</p>
回答	<p>子に対する遺族基礎年金は、妻が遺族基礎年金の受給権を有するときは、その間、その支給を停止することとされています。（国民年金法第41条第2項）また、遺族基礎年金は、その受給権者が他の年金給付（付加年金を除く。）又は被用者年金各法による年金たる給付（当該年金給付と同一の支給事由に基づいて支給されるものを除く。）を受けられるときは、その間、その支給を停止することとされています。（国民年金法第20条）</p> <p>したがって、遺族基礎年金については、遺族基礎年金を受給している妻が、他の年金給付（老齢基礎年金や障害基礎年金等）を受けられるときは、その間、支給を停止することになりますが、妻の遺族基礎年金が支給を停止されている場合であっても、妻が遺族基礎年金の受給権を有する限りは、子に対する遺族基礎年金の支給の停止が解除されることはありません。</p> <p>一方、子に対する遺族厚生年金は、妻が遺族厚生年金の受給権を有する期間、その支給を停止することとされています。（厚生年金保険法第66条）</p> <p>また、遺族厚生年金の受給権者が他の年金たる保険給付（老齢厚生年金を除く。）、国民年金法による年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金、障害基礎年金並びに当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される遺族基礎年金を除く。）又は他の被用者年金各法による年金たる給付（退職共済年金及び当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される遺族共済年金を除く。）を受けられる場合における当該遺族厚生年金についても、その間、その支給を停止することとされています。（厚生年金保険法第38条第1項）</p> <p>したがって、遺族厚生年金については、遺族厚生年金を受給している妻が、他の年金給付（障害厚生年金等）を受けられるときは、その間、支給を停止することになりますが、妻の遺族厚生年金が支給を停止されている場合であっても、妻が遺族厚生年金の受給権を有する限りは、子に対する遺族厚生年金の支給の停止が解除されることはありません。</p>

テーマ	遺族厚生年金の受給資格について
関連条文	厚生年金保険法第58条、第64条の2
疑義内容	60歳前の被保険者が共済組合期間を38年で脱退し、引き続き厚生年金に加入したが加入した月に死亡されました。 この場合の受給要件はどうなるのかご教示願います。
回答	<p>厚生年金保険法第58条第1項第1号に『被保険者（失踪の宣告を受けた被保険者であつた者であつて、行方不明になつた当時被保険者であつたものを含む。）が、死亡したとき。』とあるため、これに該当します。（短期要件）</p> <p>また、同法第58条第1項第4号に『老齢厚生年金の受給権者又は第42条第2号に該当する者が、死亡したとき。』とあり、こちらにも該当します。（長期要件）</p> <p>同法第58条第2項に『前項の場合において、死亡した被保険者又は被保険者であつた者が同項第1号から第3号までのいずれかに該当し、かつ、第4号にも該当するときは、その遺族が遺族厚生年金を請求したときに別段の申出をした場合を除き、同項第1号から第3号までのいずれかのみ該当し、同項第4号には該当しないものとみなす。』とあり、別段の申出がない場合、短期要件で該当すると考えます。</p> <p>本案件該当者は、共済組合員期間が38年であるため（長期要件）、遺族厚生年金は、厚生年金法第64条の2に『第58条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより支給される遺族厚生年金は、その受給権者が当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について他の被用者年金各法による遺族共済年金であつて政令で定めるものを受けるときは、その間、その支給を停止する。』とあり、短期要件の場合は、遺族厚生年金もしくは、遺族共済年金を選択し、どちらかが支給停止となります。</p> <p>よって短期要件及び長期要件での裁定の際の金額等を案内し、請求者の意思を確認した上で、裁定すべきものと考えます。</p>

テーマ	大正4年生まれの者の船員保険1ヵ月が年金に反映するかどうかについて
関連条文	厚生年金保険法昭和60年改正法附則第47条、第72条、昭和61年経過措置政令第88条第1項
疑義内容	<p>大正4年生まれで船員保険期間を1ヵ月有する者について、本人の通算老齢年金（船員）は発生しないが、死亡により妻が新法遺族厚生年金（通算老齢年金相当）を受給しているときは、船員保険期間は遺族年金に反映するのでしょうか。</p> <p>昭和60年改正法附則第72条第1項に規定する政令（措置令88条1項7号）に船員保険の被保険者であった期間が1年以上あり・・・とありますので、遺族年金の追加の対象にはならないと思います。</p>
回答	<p>本件は、1ヵ月の船員保険の被保険者期間を有する旧厚生年金保険法による通算老齢年金の受給権者の死亡による遺族厚生年金の額に、1ヵ月の船員保険の被保険者期間が反映するののかについて照会があったものです。</p> <p>旧厚生年金保険法による通算老齢年金の受給権者の死亡による遺族厚生年金については、昭和60年改正法附則第72条第1項並びに昭和61年経過措置政令第88条第1第5号及び同条第3項により支給されます。</p> <p>また、同法附則第47条により昭和61年3月以前の船員保険の被保険者であった期間は厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされ、遺族厚生年金の年金額の計算の基礎とされます。</p> <p>遺族厚生年金の年金額については、厚生年金保険法第60条第1項第1号により、死亡した者の厚生年金保険の被保険者期間を基礎として計算することから、1ヵ月の船員保険の被保険者期間を含めた遺族厚生年金として裁定することになります。</p>

テーマ	未支給年金の請求者の範囲について
関連条文	厚生年金保険法第37条、第41条国家公務員共済組合法第45条民法第896条
疑義内容	<p>現況届未提出の旧法厚生年金通算老齢年金受給者が死亡されたが厚生年金保険法第37条による未支給年金請求者はなく（すべて死亡）、甥が死亡届を提出(甥は死亡した年金受給者の相続人)しました。しかし、死亡者は旧法退職年金も受給しており、共済年金は兄弟姉妹の相続人に対して未支給年金の支給が可能となっているため、旧法厚生年金通算老齢年金についても相続扱いにより支給が可能とならないでしょうか。</p>
回答	<p>国家公務員共済組合法第45条に支払未済の給付を支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給するとあります。</p> <p>厚生年金保険法第37条未支給の保険給付には、配偶者・子・父母・孫・祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものに支給することになっており、相続人に支給できるという定めはありません。</p> <p>また厚生年金保険法第41条に保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることが出来ないといった制限が付けられており、その権利は受給者の一身に専属するものとされています。それゆえ、民法第896条ただし書の規定により、受給権者が死亡された場合についても相続の対象にはなりません。</p> <p>よって、相続扱いによる支給はできません。</p> <p>※平成26年3月以前の死亡の場合</p>

余白